

タイの外資政策、投資環境と直接投資

野 村 俊 郎

はじめに

タイは、日本—NIES—ASEAN—中国の「重層的追跡過程」、「雁行形態的発展」と呼ばれる成長の中で、マレーシアとともに ASEAN の先頭に立つ成長を遂げてきた。特に、80年代後半の3年間——88年から90年まで——は、実質GDP成長率が毎年10%を超えるという急速な成長を遂げた。この急速な経済成長の要因は、外国企業の旺盛な直接投資にある。タイへの直接投資は、85年から3年間で投資件数が8倍、6年間で投資金額が15倍に急増した。タイの経済構造は、国家資本、現地民間資本、外国資本の三者によって担われる鼎構造 (tripod structure)¹⁾と呼ばれるが、このうち外国資本、あるいは現地資本と合弁した外国資本がこの時期の成長を主導したといえよう。

1) 鼎構造 (tripod structure) については、Suehiro Akira, *Capital Accumulation in Thailand 1855-1985*, Tokyo, UNESCO The Centre for East Asian Cultural Studies, 1989, Chapters 1 and 8, を参照されたい。なお、鼎構造は、エヴァンス (Peter Evans) の三者連合 (triple alliance) を発展させたものである。triple allianceについては、Peter Evans, *Dependent Development: The Alliance of Multinational, State, and Local Capital in Brazil*, Princeton Univ. Press, 1979, を参照されたい。また、tripod structureとtriple allianceの違いについて、末廣昭氏は次の5点をあげている。①権力装置としての国家や経済政策の立案・遂行主体としての政府と国家資本（国営・公企業）を区別する、②三つのグループのうち国内民間資本、とりわけ財閥・ビジネスグループの企業活動に注目する、③彼らの発展パターンを経営形態、技術形成、市場開拓などの側面で実証的に把握する、④同時に、権力構造、経済・産業政策、国際経済環境などの変化に対する彼らの自己変革能力、あるいは対応過程を重視する、⑤三つのグループ間の「同盟・協調」の側面だけでなく、「対立・反発」の関係にも着目する。なお、私は大筋において鼎構造論の見地に立っているが、本稿では①に関して「国家資本」ではなく、「経済政策の立案・遂行主体としての政府」をとりあげている。

しかし、90年をピークにタイ経済は減速をはじめ、成長率は91年、92年と2年連続7%台にとどまっている。減速の要因は直接投資の減少である。投資件数、金額の順にピーク時と比較してみると、91年は1/2、1/3、92年は1/3、2/3と件数、金額ともに低迷している。タイは投資総額に占める外国投資の比率が高いため、経済成長が直接投資の動向に左右される。実際、85年～92年の8年間を通じて毎年件数で6割前後、金額で7割以上（91年を除く）が外国資本の投資となっている。

そして、こうした実態からは「重層的追跡」という楽観的展望とは反対の、「外資依存型成長」に対する批判が出てくる。従属学派は「変化の中の（従属の）連続性」と評価するであろうし、世界システム論者は「周辺の準周辺への昇格」に過ぎないとみるだろう。

私は、「重層的追跡過程」、「雁行形態的発展」という見方も、「変化の中の連続性」、「周辺の準周辺への昇格」という見方も、ともに事態的一面を描きだしたものと考えている。実際、タイの経済発展は「重層的追跡過程」の一環をしているし、「外資依存型成長」でもある。両見解とも事態的一面を描いている限りで正しい。しかし、この両見解を合わせれば事態の両面が描かれるわけでもない。何故なら、一方は新古典派的見地から、他方は従属学派的見地から、現在のタイの政策の意義を評価しないからである。²⁾ 現在のタイにおいて経済発展を担う主体は、現地資本（国家資本、民間資本）と外国資本であるが、この両者の協力関係をつくり出しているのは国家の政策である。この積極的意味を明らかにせずに、タイの経済発展の意味は明らかにならない。

具体的には次の点が重要である。第一は、出資比率規制の果たす役割である。出資比率規制は、外資が現地法人を設立する際、その資本所有比率を規制する政策である。これにより、外資は現地企業との合弁を義務づけられ、現地企業が外資の経営に参加する。経営権を両者がもち、利益を両者で分配する。それを通じ

2) 新古典派的見地からは規制緩和が不十分なことが批判され、従属学派的見地からは規制が不十分なことが批判される。しかし、問題は現在の「緩和された規制」が外国資本、現地資本双方の発展にとって持つ意味である。

て資本、技術、経営ノウハウが移転される。ここに「外資依存型成長」が単純な従属にならない根拠がある。もちろんそこには経営上の対立もあり、合弁比率の問題もある。単純に、外資導入が現地企業を発展させるともいえない。出資比率規制が外資側、タイ側双方にとって持つ意味が分析されなければならない。

第二は、税制上の優遇措置である。タイは一方で出資比率で外資を規制しながら、他方では手厚い税制上の優遇措置を講じて外資の導入を図っている。タイの賃金水準はNIESよりは低いがインドネシア、中国より高い。したがって、政策的になんらかのインセンティブを供与する必要がある。それが、税制上の優遇措置である。さらに、最近では地方振興のため、遠隔地立地に対して特別措置が提供されている。こうした措置が外資導入にとって持つ意味が分析されねばならない。

第三は、賃金、地価の水準である。輸出指向工業化政策の成功のためには、先進国の輸出産業を誘致する必要がある。しかし誘致の前提として、賃金、地価などコスト面の優位性が確保されなければならない。この点で85年以後の高成長が、賃金、地価に与えた影響をみておくことも必要である。

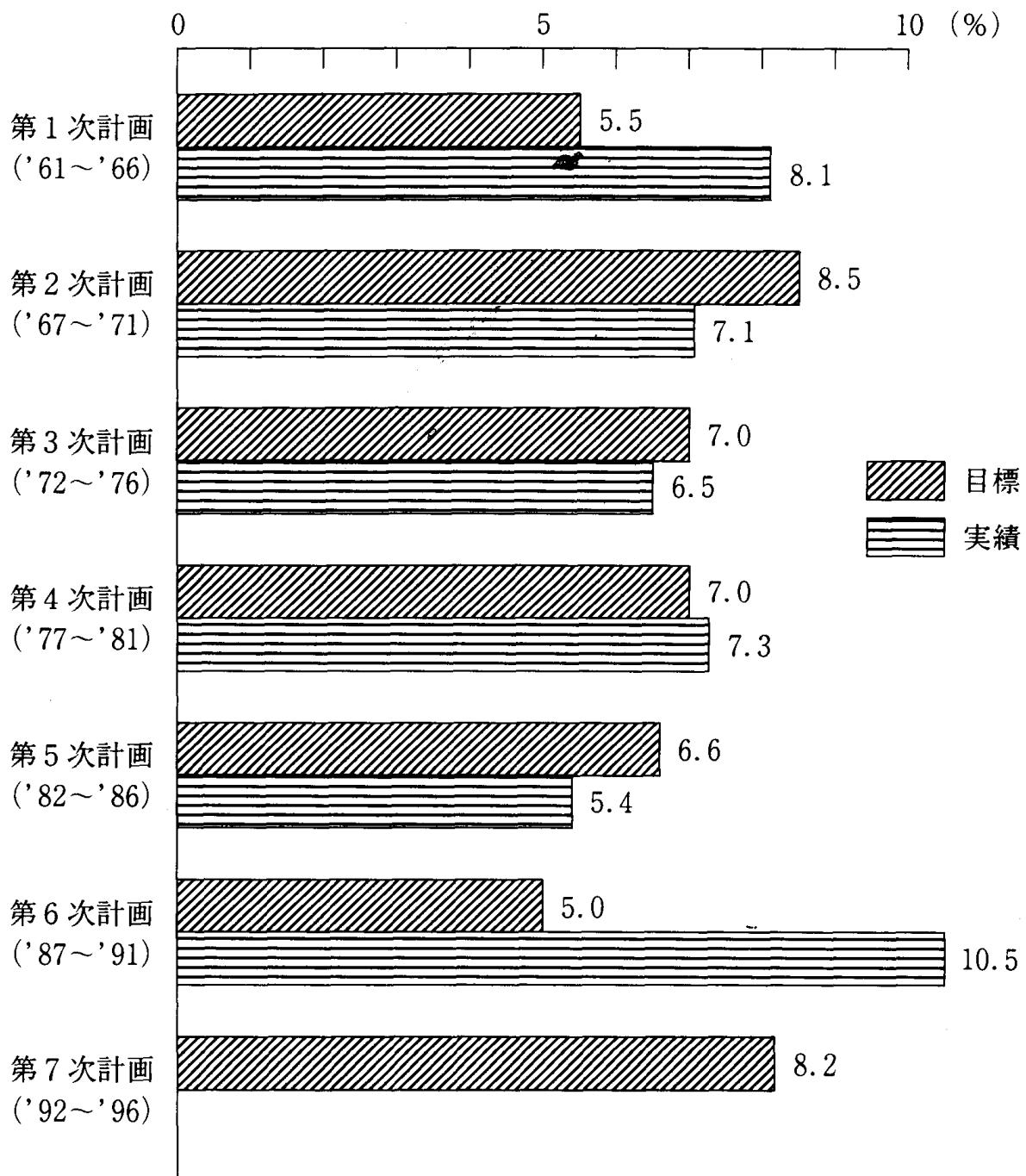
本稿は、こうした課題を以下の順序でみていく。はじめに、85年以後の高成長をマクロ指標を使って概観する。次に、出資比率規制と税制上の優遇措置を中心に外資政策を検討し、国家が外資の導入と現地資本の育成に果たす役割を明らかにする。そして、賃金、地価の推移を中心に投資環境を検討し、直接投資に与える影響を考察する。最後に、こうした投資政策、投資環境の下で急速に進んできた投資動向を見る。これらを通じて、tripod structure——国家、現地資本、外国資本——がつくりだす「直接投資による成長」の姿を描き、その性格を明らかにしたい。

I タイ経済の概況

(1) 第6次経済社会開発計画の目標と実績

80年代後半は、タイの経済社会開発計画では第6次5カ年計画（87年度～91年度）の時期にあたる。そこで過去の計画期間と今回を比較してみたのが図I-1である。³⁾ みられるように、第6次計画の成長率目標は過去最低の5.0%に抑えられ

図 I-1 経済成長率の目標と実績



(注) 計画期間は財政年度に対応している。例えば、'92～'96は91年10月～96年9月である。

(資料) National Economic and Social Development Board.

(出所) バンコク日本人商工会議所『タイ国経済概況(1992年～93年版)』, 45頁。

3) 各開発計画の主要目標、政策内容、成果については井草邦雄編『アセアンの経済計画—歴史的課題と展望—』アジア経済研究所、1988年、第VI章（担当：多田博一氏）、およびバンコク日本人商工会議所編『タイ国経済概況1992～93年版』、第4章（担当：鈴木英之氏）を参照されたい。

ていた。これは第5次計画中（82年度～86年度）の世界的な成長鈍化と保護主義の高まり、一次產品価格の低迷、バーツがリンクしているドルの為替レート上昇による輸出産業の打撃、財政赤字、国際収支赤字といった状況を踏まえて設定されたものであった。しかし、計画開始直後から、石油価格低下、国際的な金利低下、ドル安等の好材料が出始め、特に円／バーツ相場は円安ピーク（85年2月13日、9.35円／1バーツ）から円高ピーク（88年1月4日、4.81円／1バーツ）へと急激に円高バーツ安が進行した。このため輸出が86年の88億ドルから116億ドル→158億ドル→198億ドル→228億ドルと増加し91年には282億ドルに達した。87年度から91年度の輸出伸び率は年平均24.5%に達した。直接投資も激増し、承認ベースで86年の155件250億バーツが、88年には件数のピーク（888件、約6倍）に、90年には金額のピーク（3,615億バーツ、約15倍）に達した。こうした好調な輸出と直接投資の流入により、第6次計画の経済成長率は目標を大きく上回る10.5%となり、過去の計画期間と比較して最高の成長率となった。以下、この成長の姿をマクロ指標を使ってみていく。

(2) 80年代後半の高成長と90年代の減速

まず、実質GDP成長率からみていく。全体としての成長率は、85年の4.5%から88年には二桁に乗り（13.3%）、89年（12.3%）、90年（11.5%）と3年連続二桁台の成長を遂げた。部門別では、工業部門が、87年に二桁に乗り（14.1%）91年まで5年連続二桁台の成長を続けた。建設部門も、88年に二桁に乗り（12.7%）、89年には、28.3%を記録、91年まで4年連続二桁を記録した。80年代後半の成長は非常に急速であった。

しかし、1991年に成長率が10%を割り（7.9%）、92年が7.9%，93年も7%台の成長見込みとなり、タイの経済成長は80年代後半と比較して減速してきている。とはいえ、成長率の水準としては、世界の成長センターである東アジアの中で中国、マレーシアに次ぐ高水準を維持しており、物価の安定や経常収支の改善を考えすれば、経済は80年代の過熱状態からバランスのとれた安定成長へ移行しているといえよう。

こうした高成長の結果、一人当たりGDPも88年に1,000USドルを超え、93年に

表 I-1 タイの主要経済指標(1)

	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992 p	1993 e
A 生産と投資	(1~6月)								
実質GDP成長率	4.6%	5.5%	9.5%	13.3%	12.3%	11.5%	7.9%	7.4%	7.9%
－農業	4.5%	0.4%	0.1%	10.5%	9.7%	-3.7%	4.4%	3.1%	2.6%
－工業	1.4%	8.0%	14.1%	16.4%	17.5%	16.0%	12.4%	4.5%	11.1%
－建設	-0.2%	1.5%	9.8%	12.7%	28.3%	19.7%	18.2%	7.5%	10.2%
－商業、サービス	6.9%	5.9%	10.0%	12.1%	9.5%	13.2%	5.3%	6.5%	7.2%
名目GDP(10億バーツ)	1,056	1,133	1,300	1,560	1,856	2,182	2,509	2,800	3,101
B.O.T.投資指数	81.3	80.8	151.0	179.6	147.6	134.2	108.3	90.9	106.0
対GDP国内投資比率	28.2%	25.9%	27.9%	32.6%	35.1%	41.0%	42.6%	37.0%	N.A.
対GDP国内貯蓄比率	23.1%	24.4%	27.5%	32.0%	33.6%	32.3%	29.8%	30.6%	N.A.
B 人口									
人口(百万人)	51.8	53.00	53.9	55.0	55.9	56.3	57.0	57.8	58.5
伸び率	2.4%	2.3%	1.7%	2.0%	1.7%	0.7%	1.2%	1.5%	1.3%
一人当たりGDP(US\$)	710	775	892	1,075	1,230	1,442	1,631	1,803	1,995
労働人口(百万人)	27.1	28.0	28.3	29.4	30.4	31.2	31.8	32.4	33.0

(注1) p : 暫定値, e : 推計。

(注2) B.O.T.投資指数: Bank of Thailand investment index.

(資料) National Economic and Social Development Board. B.O.T.投資指数はBank of Thailand。

(出所) Board of Investment "Key Investment Indicator in Thailand", September, 1993, p. 3.

は2,000 US ドル近い水準に達している。タイに進出している日系家電メーカーが独自に行なった「一人当たり国民総生産(GNP)の変化が、どのような製品需要につながるか」に関する調査結果⁴⁾では、1,000 ドルでラジオ、2,000 ドルでカラーテレビ、3,000 ドルでエアコン、車、となっており、今後も一定の成長が維持されれば、自動車、家電製品をはじめとする消費市場の成長が見込まれる。

また、これまでの成長を通じて都市部を中心に中間所得者層が形成されてきていること、旺盛な公共投資が続くなど、現在の内需に関しては好材料が豊富であり、92年初のVAT(付加価値税)導入など懸念材料もあるものの、内需が今後の成長を促す重要なファクターとなってきたといえよう。

4) 『ジェトロセンサー』1993年11月号、72~73頁。

(3) 国際収支、外貨準備、債務残高

輸出伸び率は、1985年の10.5%から86年には20%台に乗り（20.8%），88年には33.9%の高い伸び率を示した。その後、90年には14.4%まで低下し、91年には23.5%まで回復したものの、92年は再び10%台にとどまった。輸入は80年代後半の投資ブームの時期に大幅に増加し、87年に38.9%，88年には46.2%の伸び率を記録した。しかし、その後は景気のスローダウンに伴って徐々に鈍化していき、92年は5.4%の伸びとなった。

貿易収支は、86年以後急激に赤字幅を拡大していき、86年の5億USドルから90年には100億USドルに達した。しかし、91年、92年には若干の改善がみられ、92年には80億台まで縮小した。経常収支も、86年以後一貫して赤字を続け、91年には76億USドルの赤字となつたが、92年には10億USドル程度改善された。純資本流入は、86年以後急速に増大し、86年の4億USドルから91年には116億USドルに達している。

このように、タイの国際収支は、経常収支赤字を資本収支黒字がファイナンスする構造となっており、総合収支でみると85年以後、現在まで黒字である。その結果、外貨準備は85年以後徐々に増大していき、85年の30億USドルが89年には105億USドルに達し、92年には212億USドルとなった。輸入月数に換算すると、92年には6.4ヶ月分となっており、今のところ充分な水準である。しかし、純資本流入の伸びは鈍化しており、経常収支の赤字が改善されなければ、外貨準備の減少が懸念される状況も予想される。

債務残高は85年の147億USドルから92年の376億USドルへ2.5倍に増大している。しかし、DSR（Debt Service Ratio）は、同時期に輸出が71億USドルから320億USドルに増加したため、22.7%（85年）から10.6%（92年）へ改善されてきている。

(4) 通貨と物価

物価は、86年以降の景気拡大に伴い、まず卸売物価が上昇しはじめ88年に8.2%とピークに達する。消費者物価も卸売物価に追随するかたちで88年以降3年連続上昇し、90年には6.0%と近年のピークを記録した。この時期の上昇率はやや高い

表 I - 2 タイの主要経済指標(2)

	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992 p	1993 e
C対外部門									(1~6月)
輸出：10億US\$	7.1	8.8	11.6	15.8	19.8	22.8	28.2	32.0	16.9
伸び率	10.5%	20.8%	28.8%	33.9%	27.7%	14.4%	23.5%	13.1%	-9.7%
輸入：10億US\$	9.3	9.3	13.3	19.7	25.2	32.5	37.8	39.9	22.1
伸び率	4.6%	-3.0%	38.9%	46.2%	29.8%	28.5%	15.8%	5.4%	-15.4%
貿易収支(10億US\$)	-2.3	-0.5	-1.7	-4.0	-5.5	-10.0	-9.7	-8.1	-5.3
経常収支(10億US\$)	-1.5	0.2	-0.4	-1.6	-2.5	-7.3	-7.6	-6.6	-4.0
(対GDP比率)	-4.0%	0.6%	-0.7%	-2.6%	-3.5%	-8.5%	-7.7%	-6.0%	-3.2%
純資本流入(10億US\$)	1.9	0.4	0.8	2.9	5.9	8.1	11.6	8.0	5.0
総合収支(10億US\$)	0.5	1.3	0.7	1.6	4.3	2.2	4.4	1.2	1.2
外貨準備(10億US\$)	3.0	3.8	5.2	7.1	10.5	14.3	18.4	21.2	24.0
(輸入月数換算)	3.9	4.9	4.7	4.3	5.0	5.3	5.9	6.4	6.5
債務残高(10億US\$)	14.7	16.0	17.5	17.9	19.4	25.1	37.4	37.6	N.A.
DSR(公的債務)	11.1%	10.7%	9.4%	7.7%	5.8%	5.0%	4.2%	3.7%	N.A.
(民間債務)	11.6%	9.9%	7.7%	5.2%	4.8%	4.1%	5.6%	6.9%	N.A.
(債務総額)	22.7%	20.6%	17.1%	12.9%	10.6%	9.1%	9.8%	10.6%	N.A.
D通貨と物価									(1~5月)
消費者物価上昇率	-	-	2.5%	3.8%	5.4%	6.0%	5.7%	4.1%	3.3%
卸売物価上昇率	-	-0.4%	5.9%	8.2%	4.6%	3.4%	6.9%	0.2%	-0.8%
M2伸び率	10.3%	13.4%	20.2%	18.2%	26.2%	26.7%	19.8%	15.6%	7.1%
国内信用(伸び率)	8.4%	6.1%	17.6%	15.6%	19.8%	26.9%	15.5%	18.1%	19.5%
民間信用(伸び率)	10.7%	4.8%	23.2%	27.0%	29.8%	33.3%	21.0%	20.6%	20.5%
預貯金(伸び率)	12.2%	12.7%	19.8%	19.0%	26.8%	27.5%	21.4%	16.2%	16.9%
E公的部門(財政年度)									(10~6月)
歳入(10億US\$)	5.9	6.3	7.5	9.7	12.0	15.4	18.2	19.6	4.2
歳出(10億US\$)	7.3	7.8	8.1	8.7	9.7	11.4	13.4	16.6	5.0
財政収支(10億US\$)	-1.3	-1.5	-0.7	1.2	2.3	4.0	4.8	3.4	-0.6
(対GDP比率)	-3.4%	-3.6%	-1.4%	2.0%	3.3%	5.0%	5.2%	3.2%	-0.5%
F為替相場									
バーツ/ドル(期中平均)	27.159	26.299	25.735	25.294	25.702	25.590	25.517	25.448	25.323

(注1) p : 暫定値, e : 推計。

(注2) 財政年度は10月1日から翌年9月30日まで。年度後半の属する暦年を財政年度の呼称としている。財政収支はBudgetary balance(歳入-歳出)とNon budgetary balanceの合計。

(資料) Bank of Thailand.

(出所) Board of Investment "Key Investment Indicator in Thailand", September, 1993, p. 3.

が、インドネシア、フィリピンと較べると低い。その後、景気のスローダウンに伴う需要圧力の低下により、卸売物価上昇率は89年以後、消費者物価上昇率も91年以後、鈍化傾向を示すようになった。92年に卸売物価が0.2%，消費者物価が4.1%，93年（1～5月）は-0.8%，3.3%ときわめて落ち着いた動きとなってい

る。その結果、為替も比較的安定した動きを続けた。こうした物価、為替の相対的な安定は、適切な金融政策による所が大きい。

この時期のM2伸び率をみてみると、景気拡大に対応して86年13.4%、87年20.2%と2年連続上昇し、88年にやや低下したあと、89年26.2%、90年に26.7%と高い伸び率を記録している。しかし、この時期は実質GDP成長率も高く、M2の伸びは物価にそれほど影響を与えていない。卸売物価上昇率がピーク時で8.2%，消費者物価上昇率がピーク時で6.0%というのは、発展途上国の中成長期としては低いほうであろう。91年以後は伸びが徐々にスローダウンし、93年（1～5月）には7.1%と85年以後初めて一桁台となり、物価もさらに安定してきている。

適切な金融政策による物価、為替の安定は、タイ経済の大きな特色である。

(5) 財 政

タイの財政収支は、1975年度から1987年度まで13年連続で赤字（実績ベース）となっていた。しかし、80年代後半の急激な景気拡大とそれに伴う税収の増加により、88年度には実績ベースで黒字に転換し、91年まで黒字幅の拡大基調が続いた。対GDP比でみても赤字が3%を超えた状態から88年度に黒字が2.0%となって以後、3.3%→5.0%→5.2%と増加している。社会資本整備のための支出の増加等の要因により、歳出規模は年々増加傾向にあるが、歳入の伸びがそれを上回っているため黒字基調は変わらない。予算ベースでも、91年度にはじめて均衡予算が作成され、92年度も均衡予算となった。しかし、景気の減速により92年度から黒字幅が縮小をはじめ、予算ベースでみても93年度予算は投資予算の大幅増（31.8%増）等の要因により3年ぶりに赤字（全額銀行借入）を計上している。

とはいって、途上国の財政としてはタイの財政は健全な部類に属しており、インフラ整備のための余力は充分あるといえよう。

(6) 為替相場

バーツの対USドル・レートは、85年以後わずかに上昇しているが、87年以後は1 USドル=25バーツ台の水準で安定的に推移している。したがって、ドル・バーツ間の取引の為替リスクは小さい。タイでは、USドル以外の6通貨（英ポンド、独マルク、日本円、マレーシア・ドル、シンガポール・ドル、ホンコン・ドル）

について、その対顧客相場を、その通貨国の市場またはニューヨーク市場の相場を基準に算出し、公表している。バーツの対USドル・レートが安定しているため、為替リスクは主として各国通貨の変動によって生じる。

既往ピークを、ドル高—ドル安の順にみると、バーツ／USドルが28.35バーツ（85.03.08）—24.97バーツ（88.01.04），円／バーツが9.35円（85.02.13）—4.01円（93.08.16）である。80年代後半の円高と93年の円高のピークを、円／USドル、円／バーツの順に比較してみると、80年代後半では121.15円（88.01.04），4.81円（同前），93年では101.25円（93.08.16），4.01円（同前）となる。円安ピーク時の円／バーツが9.35円（85.02.13）であるから、88年に既に円はバーツに対して2倍の強さ（4.81円）となっていた。この円高が日本企業の投資誘因となり、80年代後半に日本からの投資が急増した。93年の水準（4.01円）は88年の水準をも上回るものであり、インドネシア、中国の台頭という新たな要因があるものの、再びタイへの投資が増加する可能性が出てきている。

以上、タイ経済の概況をみてきたが、全体として言えることはタイの「総合力の高さ」である。高い成長率を維持しながら物価、為替が安定し、国際収支、財政収支のバランスも良い。個々の指標においてタイより優れた国はあるだろうが、成長と安定の総合的なバランスではタイに優位性がある。そして、経済の安定は適切な財政・金融政策の結果であり、高い成長率は現実的な外資導入政策の結果である。

タイの外資政策は、合弁政策と優遇政策が適切に組み合わされた政策である。これにより、高成長の要因である急速な外資導入と現地資本の発展が図られている。そこで以下、この外資導入政策を詳しくみていく。

II 外資導入政策

(1) タイにおける外資導入政策の展開

バンコク日本人商工会議所の整理によれば、タイの外資導入政策は大きく5期に分けられる（図II-1）。第Ⅰ期は1954年までの工業化スタート以前の時期、第Ⅱ期は1954年から62年までの政府主導、輸入代替指向の政策がとられた時期で、この両時期にはみるべき外資の進出はなかった。外資の積極的導入が始まるのは第Ⅲ期（1962～72年）で民間主導型の成長が図られた。しかし、72年の日貨排斥運動を転機として選別的導入政策に転換する。これから77年までが第Ⅳ期である。第Ⅴ期は77年の新「投資奨励法」以後の時期で合弁を原則とした積極的導入が図られてきた。⁵⁾

このうち、現在の外資政策を理解する上で重要なのは以下の三点である。第一は、第Ⅳ期の1972年に制定された「外国人事業法」（1972年）である。この法律の制定当時は、対日貿易不均衡や大量の外資進出に誘発された日貨排斥運動に象徴されるナショナリズムの高揚期であり、外国人事業法は外資規制法として制定されている。これ以後76年まで、タイは無差別の導入政策から選別的導入政策に転換する。外資政策そのものは、1977年の新「投資奨励法」で積極的導入政策に再転換するが、奨励措置を受けない事業には現在も外国人事業法が適用されている。⁶⁾

第二は、第5期（1976～現在）を画する新「投資奨励法」である。これにより、BOIの権限強化、税制上の優遇措置の強化がはかられ、現在に到るまで外資政策の基本法となっている。第三は、投資奨励法に基づいてBOIが発表する投資奨励認可基準および税制上の恩典付与の適用基準である。1983年に最初の基準が発表され、87年、89年、90年、92年の改訂を経て、93年4月に現在の基準が発表されている。内容的には輸出産業優遇措置の強化と、投資の地方分散化の強化が図られており、80年代後半の外資導入に大きな役割を果してきた。

5) 詳細はバンコク日本人商工会議所編『タイ国経済概況1992～93年版』、第15章（担当：小宮山浩氏）を参照されたい。

6) このため、奨励措置を受ける場合と、受けない場合で申請窓口が異なっている。奨励措置を受ける場合はBOI、奨励措置を受けない場合は商務省商業登記局である。

図 II-1 投資奨励法による外資導入政策の展開

期	年月	(政権)	投資奨励法等	外貨に対する方針	経済開発の方向(産業政策)
I	1954. 10 (ビブン)		「産業奨励法」	政府主導型	(1960年頃迄みるべき外貨の進出なし)
II	1962. 2 (サリット) 1963. 12 (タノム)		「産業投資奨励法」	民間主導型	開放・積極的導入
III	1972. 10 11 12 (サンヤ) 1975. 3 (タクリット) 1976. 4 (セニ) 1976. 10 (タニン)		「投資奨励法」 「外国人事業法」「外国人職業規制法」 1969 1971 1972 10月革命・ オイルショック ベトナム戦争集結	BOI権限強化 (B O I 権限強化)	選別的導入 (外資規制－資本・人のタイ化) (外資選別強化)
IV	1977. 5 1977. 11 (クリアンサック) 1980. 2 (プレム)		「投資奨励法」 1982 BOI「ワンストップサービスセンター」設立	基本的には 72年法と同じ	(外資導入の必要性が認識されるようになる) (外資還元のための諸方策) (投資手続きの効率化)
V	1983. 1 1987. 9 1988. 8 (チャチャイ) 1989. 1 1990. 5 1990. 10 1991. 3 (アナン) 1992. 3 (スチンダ) 1992. 6 (アナン) 1993. 4 1993. 10 (チュアン)		BOI布告No.1/2526 「税制上の優遇措置認可基準」 BOI公告 「奨励プロジェクトに対する租税上の特典に関する新基準」 BOI「同上 新基準」公告 政府「IMF 8条国移行」発表 BOI公告 「奨励プロジェクトに対する租税上の特典に関する新基準」 BOI布告No.1/2535 「投資奨励の認可および税制上の優遇措置認可基準」 BOI布告No.1/2536 「投資奨励および規定の件」 BOI布告No.2/2536 「投資奨励事業、規模、条件に関する件」		(適用基準の明確化) (投資の地方分散化の促進) (同上、さらに強化) (海外送金の自由化への第1歩) (投資の地方分散化の促進強化) () () ()

(出所) バンコク日本人商工会議所編『タイ国経済概況(1992~93年版)』、409頁の図を補正。

そして、こうした法令の下で規制——出資比率規制——と、奨励——税制上の優遇措置——を組み合わせながら積極的な外資導入が進められている。以下、上記の法令と関連させながら規制と奨励の二つの面を詳しくみていく。

(2) 出資比率規制

タイの出資比率規制の第一の特徴は、輸出向け投資については外資100%所有、あるいは外資マジョリティーが認められていることである。⁷⁾ これは、以下の制度によって実施されている。

第一は、投資奨励法（Investment Promotion Act, 仏歴2520年, 西暦1977年）に基づいて設置されている投資委員会（Board of Investment, BOI）の布告によるものである。⁸⁾ 現在の布告（BOI布告No.1／2536, 1993年）では、BOIの投資奨励対象業種⁹⁾で総売上額の100%を輸出する事業については外資100%所有が認められている。同様に、土地代、運転資金を除く投資額が10億バーツ以上のプロジェクトについても外資100%所有が認められている。

また、BOIの投資奨励対象業種で輸出比率50%以上の場合は、BOIと協議の上、外資51%～99%の範囲で外資マジョリティーが認められる。したがって、輸出向け投資で投資奨励を受ける場合は、原則として外資マジョリティーが可能である。この骨格は1983年の投資委員会布告No.1／2526の奨励認可基準¹⁰⁾を継承するもので、こうした外資に対する開放的な政策が80年代後半の投資急増の重要な要因であったと考えられる。

第二は、IEAT（Industrial Estate Authority of Thailand, タイ工業団地公社）のEPZ（Export Processing Zone, 輸出加工区）に入居し、総売上額の100%を輸出する場合である。この場合、外資100%所有が認められる。

7) 外資（外国企業）の定義は、以下の項目に該当する法人とされている。①資本の50%以上が外国人に所有されている法人、②株主、共同出資者、社員の過半数が外国人で占められている法人、③共同経営者もしくは支配人が外国人である合資会社または合名会社（外国人事業法第3条）。

8) 投資奨励法全文についてはアセアンセンター『タイ投資関係法・1990年版』27頁～34頁を、投資委員会布告については投資委員会事務局『投資委員会（BOI）布告No.1／1993&No.2／1993』を参照されたい。

9) BOIの投資奨励対象業種リストは、投資委員会布告No.2／2536, 1993年（投資委員会事務局『投資委員会（BOI）布告No.1／1993&No.2／1993』11頁～39頁を参照されたい。

10) 投資委員会布告No.1／2526, 1983年の全文は、アセアンセンター『タイ投資関係法・1990年版』35頁～37頁を参照されたい。

表II-1 タイの外資出資比率規制と資本委譲義務規定

【外資の定義】		1. 資本の50%以上が外国人に所有される法人。 2. 株主の過半数を外国人が占める法人。 (1972年外国人事業法)
【外資側出資比率】		
原 則	輸 出 比 率 に 応 じ て 決 定	
外資100%	<p>BOIの投資奨励対象業種で、下記の①または②を充たす事業。 ①土地代、運転資金を除く投資額が10億バーツ以上のプロジェクト。 ②総売上額の80%以上を輸出する事業 (BOI布告No. 1/2536, 1993年)</p> <p>IEAT (工業団地公社) のEPZ (輸出加工区) に入居し、総売上額の100%を輸出する事業。</p> <p>1972年外国人事業法付属文書リストCに属する業種で、申請により商務省の許可を得たもの。 (1972年外国人事業法)</p>	
外資51%~99%	<p>BOIの投資奨励対象業種で、輸出比率50%~79%の場合、BOIとの協議の上決定。 (BOI布告No. 1/2536, 1993年)</p> <p>第3地域 (Zone 3) に立地する場合、BOIとの協議の上決定。 (BOI布告No. 1/2536, 1993年)</p> <p>1972年外国人事業法付属文書リストCに属する業種で、申請により商務省の許可を得たもの。 (1972年外国人事業法)</p>	
外資49%以下	<p>BOIの投資奨励対象業種で、輸出比率50%未満の場合。 (BOI布告No. 1/2536, 1993年)</p> <p>BOIの投資奨励対象業種リストでタイ側マジョリティーが指定されている業種。 (BOI投資奨励対象業種リスト-1992年まで)</p> <p>1972年外国人事業法付属文書リストAに属する業種。</p> <p>1972年外国人事業法付属文書リストBに属する業種 (BOIの投資奨励対象業種となる場合を除く)。</p> <p>1972年外国人事業法付属文書リストCに属する業種で、商務省への申請の結果、49%以下となった場合。 (1972年外国人事業法)</p>	
【資本委譲義務】	<p>農業、牧畜業、水産業、鉱山探査および鉱山業、サービス部門への投資であっても、土地代、運転資金を除く投資額が10億バーツ以上である場合、合資マジョリティーが認められる場合がある。その場合、事業開始後5年以内に49%以下。 (BOI布告No. 1/2536, 1993年)</p>	
【適 用】	1993年4月1日以降の投資奨励申請	

(注1) 投資委員会布告、仏歴2536年(1993年)No.1「投資奨励の政策および規定の件」、および、仏歴2520年(1977年)「投資奨励法」による。

(注2) 上記の規制措置は、個々の投資案件ごとに、BOIが決定する。したがって、規制措置の適用については、事前にBOIとの協議が必要。

(出所) 投資委員会事務局『投資委員会布告No.1/1993&No.2/1993』、および、アセアンセンター『タイ投資関係法・1990年版』1990年11月、より作成。なお、BOI Head Office (バンコク)でのブリーフィング(1993年11月)も参考にした。

タイの工業団地は、IEATが造成・管理を行なう公営工業団地と、民間が造成しIEATが管理する工業団地、およびBOIの認可を受けた民営工業団地がある。このうちEPZが設置されているのは、IEATが造成・管理する5つの公営工業団地のうち4箇所（ラトクラバン、レムチャバン、マプタップト、北部）、および民間が造成しIEATが管理する工業団地に12箇所（バンラー、ハイテック、バンパイン、サハラットタナナコン、サラブリ、ノンカエ、ラチャブリ、ゲートウェイシティー、チョンブリ、スラナリ、カビンブリ、プラチンブリ）である。

IEATのEPZは、100%輸出を条件に外資100%所有が認められる。また、民間が造成しIEATが運営する工業団地についても同様である。民間が造成・運営する民営工業団地はBOIの管轄となるため、上述のBOIの奨励認可基準で外資マジョリティー、あるいは外資100%が認められることになる。

第三は、外国人事業法の付属リストC掲載業種で、商務省商業登記局長官の許可を得た場合である。この場合、外資100%所有、あるいは外資マジョリティーが認められるとされている。また付属リストB掲載業種でBOIの投資奨励対象業種となった場合、外資マジョリティーが認められるとされている。しかし、実際の運用でこのケースに該当するのは例外的である。これは、投資奨励法が投資促進法であるのに対して、外国人事業法は投資規制法であることに関連する問題であり、後の項で詳しくみることにする。

タイの出資比率規制の第二の特徴は、遠隔地立地について、外資マジョリティーが認められていることである。これは、投資奨励法第35条に基づいて指定された投資奨励地域について、BOI布告No.1／2536、1993年に定められた合弁認可基準によって実施されている。

投資委員会は全国（1都72県）を3つのゾーンに分けている。ゾーン1はバンコク周辺1都5県、ゾーン2はその周辺の10県、ゾーン3がそれ以外の57県およびレムチャバン工業団地¹¹⁾であり、ゾーン3が投資奨励地域とされている。このゾーン3に立地するプロジェクトについては、BOI布告No.1／2536、1993年の例

11) 三つのゾーンの内訳については、表II-2および図II-2を参照されたい。また、レムチャバン工業団地はゾーン2のチョンブリ県に立地しているが、奨励措置はゾーン3のものが適用される。

外として、「国内市场販売を主として行なう工業プロジェクト」（輸出比率50%未満）についても、BOIの審査により、ケースバイケースで外資マジョリティーが認められる。このため、遠隔地（ゾーン3）に立地すれば国内市场向け投資でも外資マジョリティーとすることができる。これは、93年の布告で新たに導入された政策で、バンコク周辺への集中の緩和、地方の振興という政策を実質化し、かつ、それを国内産業保護政策に優先させる政策である。ゾーン3への立地については、後にみるように税制上の優遇措置、より安い労働力、低い地価、IEATによる北部工業団地の開発など、様々な有利な条件があり、特に国内市场販売を検討している外資にとっては、遠隔地立地も検討すべき段階に来ているといえよう。

タイの出資比率規制の第三の特徴は、国内市场向け投資、国内の在来産業と競合する業種への投資については、原則として外資49%以下とされていることである。この規制は三つの方法によって行なわれている。

第一は、投資委員会の布告によるものである。現在の布告（BOI布告No.1／2536, 1993年）によれば、BOIの投資奨励対象業種のうち、「国内市场販売を主として行なう工業プロジェクト」（輸出比率50%未満）の場合、外資49%以下とされている。このため、国内市场向けの投資で奨励認可を受ける場合は、原則として外資49%以下が義務づけられる。また、「農業、牧畜業、水産業、鉱山探査および鉱山業、サービス部門」（BOI布告、同前）への投資で奨励認可を受ける場合も、外資49%以下とされている。これは、国内の在来産業と競合する業種への投資を、原則として外資49%以下としたものである。

第二は、投資委員会が投資奨励法第16条によって与えられた権限に基づいて作成した投資奨励対象業種リストによるものである。1992年までのリストでは、事業ごとに最低投資額、タイ側出資比率、最低輸出比率、その他、の4項目が規定されており、このリストでタイ側マジョリティーが指定されている業種は、外資マジョリティーが禁止されていた。タイ側マジョリティーが指定されている業種は、農業、農村工業、サービス業などの在来産業であり、この規制はその保護を目的とするものである。しかし、1993年のBOI布告（BOI布告No.2／2536, 1993年）で、従来の布告は全て廃止され、タイ側出資比率の項目も削除された。¹²⁾ この

ため、投資奨励対象業種リストによる規制は現在行なわれていない。¹³⁾

第三は、外国人事業法（NEC Announcement No.281, “Alien Business Law”, 仏歴2515年、西暦1972年）によるものである。¹⁴⁾ この法律は農業、農村工業、手工業、商業、サービス業に属する諸業種を3つのリストに分類し、リストA掲載業種については外国企業の活動禁止、リストB掲載業種についてはBOIの投資奨励業種以外禁止、リストC掲載業種は商務省商業登記局長官の許可を得た場合以外禁止としている。同法における外国企業の定義は、①資本の50%以上が外国人に所有されている法人、②株主、共同経営者、社員の過半数が外国人である法人、③共同経営者または経営者が外国人である合資会社または合名会社となっており、①の定義により、リストA、B、Cに該当する業種は原則として外資マジョリティ禁止となる。¹⁵⁾ これは、上記のようなタイの在来産業を保護するためである。

ただし、既にみたように、リストBの例外としてBOIの投資奨励業種となった場合、リストCの例外として商務省商業登記局（Department of Commercial Registration）長官の許可を得た場合には、外資マジョリティが認められることになっている。しかし、実際の運用では、リストBの例外は認められることがあるものの、リストCの例外については、タイ側マジョリティーでは実施不能とみなされない限り新規許可を発給しないという基本姿勢であるため、ほとんど認められていない。¹⁶⁾

12) 1992年までの投資奨励対象業種リストは投資委員会事務局『タイ国投資委員会ガイド』別冊、1992年9月、新しいリストは前掲資料を参照。

なお、新しいリストではタイ側出資比率の項目が削除された他に、最低輸出比率も削除され、最低投資額は100万バーツに統一される一方で、業種によっては投資地域をゾーン2、ゾーン3に指定する条件が追加された。これはバンコク周辺地域への投資の集中を是正し、地方の振興を図ろうとする政策によるもので、従来タイ側マジョリティーが指定されていた業種でも、地方に立地することで外資マジョリティーでの奨励認可が可能となっている。

13) ただし、BOI布告は数年毎に改定されるため、現在のリストには出資比率条件が無いとはいえ、このリストが出資比率規制の手段として利用されるものであるという点に注意が必要である。

14) 外国人事業法全文および付属リストA、B、Cについては、アセアンセンター『タイ投資関係法・1990年版』59頁～63頁を参照されたい。

15) 禁止されているのは外資マジョリティーの場合であって、現地マジョリティーの合弁企業は外国企業規制の対象外となり、自由に活動できる。

16) 投資委員会『タイ国ビジネス関係法規集』24頁。

以上のことから、農業、農村工業、手工業、商業、サービス業については、BOIの投資奨励業種に指定されている場合を除き、外資マジョリティーでの新規投資は不可能とみるべきであろう。

以上のように、タイの出資比率規制は、①輸出向け投資は外資マジョリティーを認可、②遠隔地立地であれば国内市場向け投資もケースバイケースで外資マジョリティーを認可、③国内市場向け投資や国内の在来産業と競合する分野での投資はタイ側マジョリティーで認可、を基本原則としている。外資の投資は、低コストな海外生産拠点の建設を目的とする輸出向け投資と、現地市場での販売を目的とする国内市場向け投資に大別できるが、タイの政策は前者を重視しながら後者についても配慮した、タイ経済の現在の発展段階からみて合理的な政策であるといえよう。

こうした政策に対応して、実際の投資も外資マジョリティーと現地マジョリティーがほぼ同じ割合となっている。バンコク日本人商工会議所工業部会が1992年8月時点で製造業の会員企業386社に行なったアンケート（有効回答133社）では、日本側持株シェア25%未満が5社（構成比3.8%）、25～50%未満が54社（同40.6%）、50～80%未満が21社（同15.8%）、80%以上が48社（同36.1%）、不明5社（3.8%）、となっている。したがって、日系企業については、タイ側マジョリティー44.4%、日本側マジョリティー51.9%と、ほぼ半々の割合ながらやや日本側マジョリティーが優勢となっている。¹⁷⁾ また、BOIの投資統計でBOI投資奨励許可証発行企業の登録資本金額をみてみると、1960年から1991年の累積金額で、外資100%所有は239億7千7百万バーツ、合弁は573億4千万バーツであり、外資100%所有が資本金額で全体の1/4を占めている。

ところで、こうした合弁原則は、比率の違いこそあれ、外資導入によって経済開発を進めようとする途上国が共通して採用している政策である。しかし、その合弁比率については、各国間で差異がある。他のASEAN 3か国についてみれば、フィリピンは原則として外資100%，インドネシアは原則80%，マレーシアは輸出

17) バンコク日本人商工会議所『所報』1993年7月号、49頁。

比率に応じて決めている。それらと比較して、タイの輸出向け外資マジョリティー、国内向け現地マジョリティーという政策は、マレーシアとともに国内産業保護を明確に政策化している点に特徴がある。それでは、こうした合弁認可政策の違いは合弁企業にとってどのような意味をもつのであろうか。

出資比率規制は、会社の設立認可にあたり、外国企業の出資比率を制限し、国内企業との合弁を義務づける政策である。したがってまず、合弁認可政策の違い（認可基準の違い）に関係なく、外資は現地パートナーを探して共同で会社を設立しなければならない。出資比率規制は、外資100%所有が認可される場合を除き、外資に現地パートナーの選定を義務づける政策である。その意味で、出資比率規制は外国資本と現地資本の協力関係をつくりだす政策である。

しかし、同じく現地パートナーの選定を義務づけられるといっても、認可基準の違いによってその持つ意味は質的に異なってくる。外資マジョリティーが認可される場合は、外資側が過半数株所有者となるため、経営陣の選出、経営政策の決定、財務管理などで主導権を発揮し、経営権を握ることができる。逆に現地マジョリティーが義務づけられている場合には、経営権を現地パートナーが握ることになる。もちろんそのどちらにせよ、合弁である以上共同経営ということになるが、そこにはどちらが経営権を握っているかという違いがある。合弁認可政策の違いは企業の経営権を左右するという意味を持っている。

特に、重要な意思決定——新規投資や撤退など——について対立が生じた場合、マジョリティーの有無が重要な意味をもってくる。また、業務の分担についても、財務管理などの重要な義務をどちらが担当するかについて、マジョリティーの有無が重要な意味をもってくる。

また、出資比率は利益の分配比率に反映される。すなわち、出資比率は、利益を現地側、外資側双方にどのような比率で配分するかを決定する。

以上のように合弁認可政策は、合弁企業の経営権、利益の分配に関わる政策であるが、その持つ意味はこれだけではない。なぜなら、外資は現地パートナーの選定を義務づけられることによって、途上国での事業を共同で行うことになるからである。この共同の事業という点が重要である。これによって、外資は途上国

に一方的に進出するのではなく、現地企業と協力しながら進出できることになる。また、利益を分配することによって、現地の生み出した果実を現地に残すことができる。外資は途上国を一方的に搾取、収奪する主体から、現地の経済開発の実質的なパートナーとなることができる。その意味で合弁政策は、途上国における外国資本の果たす役割を決め、その性格をも左右する重要な政策となっているのである。

(3) 税制上の優遇措置

タイの外資導入政策の大きな特徴は、手厚い税制上の優遇措置がとられていることである。

税制上の優遇措置は、投資奨励法に基づいて、投資委員会が策定した布告について実施されている。現行の布告（BOI布告No.1／2536, 1993年）は、全国を3つのゾーンに分け、①機械輸入関税、②法人税、③輸出のための原材料にかかる輸入関税、④国内販売のための原材料にかかる輸入関税について優遇措置を講じている（表II-2, 図II-2）。

ゾーン1は、バンコク周辺1都5県（バンコク、サムットプラカーン、サムットサーコン、パトムタニ、ノンタブリ、ナコンパトム）である。そして、この地域の事業のうち、総売上額の80%以上を輸出する事業、またはIEATの工業団地内の事業、あるいはBOIの投資奨励を受けた工業団地内の事業を対象として、①機械輸入関税を半分に減免、②法人税を1年間免除としている。また、総売上の30%以上を輸出する事業について、③輸出相当分を生産するに必要な原材料、資材について輸入関税が1年間免除される。④国内販売のための原材料にかかる輸入関税は優遇されない。

ゾーン2は、ゾーン1周辺の10県（サムットソンクラーム、ラーチャブリ、カンチャナブリ、スパンブリ、アントン、アユタヤ、サラブリ、ナコンナーヨック、チャーチャンサオ、チョンブリ）である。この地域については、無条件に①機械輸入関税が半分に減免され、②法人税も3年間免除される。さらに、IEATの工業団地内の事業、あるいはBOIの投資奨励を受けた工業団地内の事業は、法人税免除を7年間まで延長できる。また、総売上の30%以上を輸出する事業につ

表 II-2 税制上の優遇措置一覧

ZONE 県 獎勵策	ZONE 1	ZONE 2	ZONE 3
機械輸入関税	バンコク、サムットプラカーン、サムットサーコン、パトムタニ、ノンタブリ、ナコンパトム 奖励策	サムットソンクラーム、ラーチャアブリー、カンチャナブリ、スパンブリ、アーシントン、アユタヤ、サラブリ、ナコンナーヨック、チャーンサオ、チョンブリ	残り57県及びレムチャバーン工業団地
	下記①または②の条件を充たす事業について、半分に減免。 ①総売上額の80%以上を輸出する事業。 ②IEAT（タイ工業団地公社）の工業団地内の事業、あるいは、BOI（投資委員会）の投資奨励を受けた工業団地での事業。 ただし、 1. 从歷2533年（西暦1990年）9月18日大藏省布告に含まれない機械に限る。 2. 関税率10%以下の機械は除く。	半分に減免。 ただし、 1. 从歷2533年（西暦1990年）9月18日の大藏省布告に含まれない機械に限る。 2. 関税率10%以下の機械は除く。	ZONE 2と同じ。
法人税	下記の①および②の条件を充たす事業について、 1年間免除。 ①総売上額の80%以上を輸出する事業。 ②IEAT（タイ工業団地公社）の工業団地内の事業、あるいは、BOI（投資委員会）の投資奨励を受けた工業団地での事業。 ただし、 1. 从歷2533年（西暦1990年）9月18日大藏省布告に含まれない機械に限る。 2. 関税率10%以下の機械は除く。	3年間免除。 ささらに、IEAT（タイ工業団地公社）の工業団地内の事業、あるいは、BOI（投資委員会）の投資奨励を受けた工業団地での事業に対しては、 7年間まで延長可能。	8年間免除。 ささらに、投資奨励法第35条に基づく優遇措置として、 ①法人税免税期限切れから、5年間、50%減免。 ②法人所得を生じた日から10年間、輸送、電力、水道費用の2倍を経費として控除。 ③設備の据付および施設の建設費用の25%以内を純利益から控除。
輸出のための原材料にかかる輸入関税	総売上額の30%以上を輸出する事業に対し、輸出相当分を生産するに必要な原材料、資材について、 1年間免除。 国内販売のための原材料にかかる輸入関税	総売上額の30%以上を輸出する事業に対し、輸出相当分を生産するに必要な原材料、資材について、 1年間免除。 優遇措置なし。	総売上額の30%以上を輸出する事業に対し、輸出相当分を生産するのに必要な原材料、資材について、 5年間免除。 国内販売相当分を生産するに必要な原材料、資材について、BOIによる1年ごとの許可で、 5年間免除。

(注1) 投資委員会布告・从歷2536年（1993年）No.1 「投資奨励の政策および規定の件」、および、从歷2520年（1977年）「投資奨励法」による。

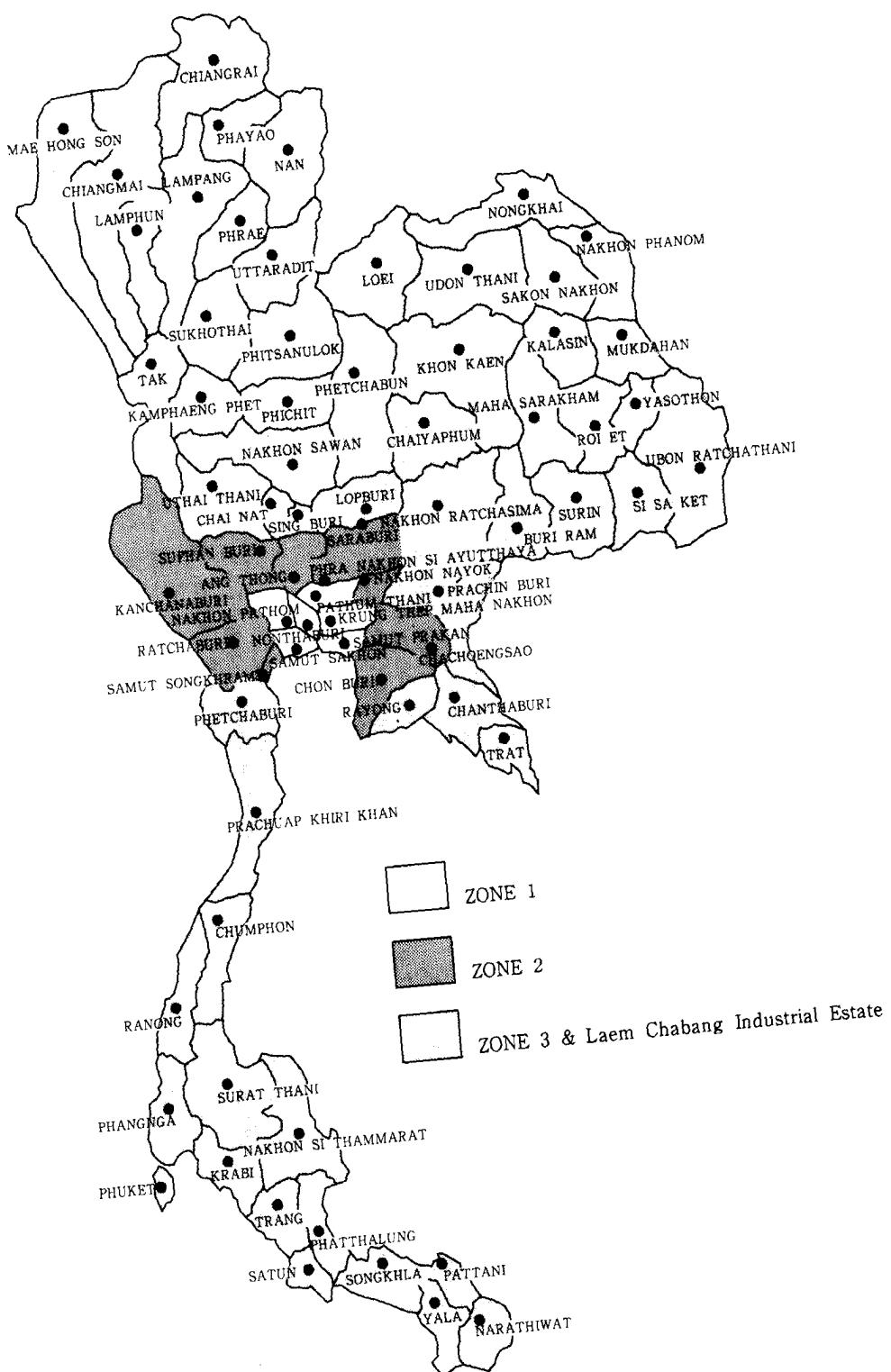
(注2) 上記の優遇措置は、個々の投資案件ごとに、BOIが決定する。したがって、優遇措置の適用については、事前にBOIとの協議が必要。

（出所）投資委員会事務局『投資委員会布告No.1／1993&No.2／1993』、および、アセアンセンター『タイ投資関係法・1990年版』1990年11月、より作成。なお、BOI Head Office（バンコク）でのブリーフィング（1993年11月）も参考にした。

タイの外資政策、投資環境と直接投資

72

図II-2 投資奨励に関する地域区分



(出所) 投資委員会事務局『投資委員会布告No.1／1993&No.2／1993』6頁。

いて、③輸出相当分を生産するに必要な原材料、資材について輸入関税が1年間免除される。④国内販売のための原材料にかかる輸入関税は優遇されない。

ゾーン3は、残り57県およびレムチャバン工業団地である。この地域はBOIの投資奨励地域に指定され、特別の優遇措置が講じられている。①機械輸入関税についてはゾーン1と同じ優遇措置であるが、②法人税は8年間免除され、さらに投資奨励法第35条に基づく優遇措置として、1. 法人税免税期限切れから5年間、50%減免、2. 法人所得を生じた日から10年間、輸送、電力、水道費用の2倍を経費として控除、3. 設備の据付および施設の建設費用の25%以内を純利益から控除するという措置がとられる。また、総売上の30%以上を輸出する事業について、③輸出相当分を生産するに必要な原材料、資材について輸入関税が5年間免除される。これはゾーン1、ゾーン2の1年間と比べると、かなり長期間の免除となる。またゾーン3独自の措置として④国内販売のための原材料にかかる輸入関税も5年間免除となる。

このように、外資はどの地域に進出した場合でも、税制上の優遇措置を受けられる。これは、インドネシアのように規制緩和中心の外資政策をとっている国と較べると、外資にとって大きなインセンティブになる。特にゾーン3に立地した場合は、法人税が8年間免除、輸入関税5年間免除と、手厚い優遇を受けられる。また、すでにみたように国内市場向け投資でも外資マジョリティーが認められ、賃金、地価もたいへん低い。これまでの「直接投資による成長」は、ゾーン1、ゾーン2が中心であったが、今後はゾーン3への投資が進むかどうかがタイ経済の発展を左右するといえよう。

以上、規制と奨励の両面から外資導入政策をみてきたが、外資導入は政策の優位性だけで進むものではない。実際、インドネシア、中国への投資は政策よりもコストが評価された面が強い。そこで以下、賃金と地価を中心に投資環境をみていくことにする。

III 投資環境

(1) 賃金水準

表III-1 各国のおおよその平均賃金 (月額、単位:円)

日本	米国	英国	西独	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	インドネシア	インド	パングラデシュ	中国	東欧
26万	27万	24万	31万	12万	11万	8万	8万	2万	1万	1万	6千	5千	1~3万

(注) 原則として1990年の賃金で残業手当を含めず。ただし、韓国、台湾は残業手当込み。1991年『海外労働白書』より概算。

(出所) バンコク日本人商工会議所『タイ国経済概況(1992~93年版)』158頁。

まず、各国の平均賃金を概算で比較してみる。資料(表III-1)は1990年時点についての概算でやや古いが、基本的な傾向は把握できるであろう。これによれば、タイの平均賃金(月額)は2万円で、日本(26万円)の1/13、韓国、台湾の1/6、香港、シンガポールの1/4で、日本、NIESとの比較で相当な低水準にあるといえる。円高対策として低コストな海外へ生産をシフトさせる場合タイは有利な投資先の一つであり、そのことが80年代後半に外国資本の投資が集中した一因であろう。しかし、賃金水準だけみれば、インドネシアはタイの1/2(1万円)、中国はタイの1/4(5千円)とさらに低コストな途上国が後ろに控えている。実際、最近の各種調査をみても、インドネシア、中国に対する関心はタイを上回っており、この両国の台頭はタイにとって脅威である。そこで、この賃金の動向についてもう少し詳しくみてみよう。

内務省労働局の統計(表III-2)によれば、全国平均賃金(月額)は全産業平均で1989年の3,580バーツが1990年に3,753バーツ、1991年には4,395バーツと早いペースで上昇している。また、バンコク地区だけでみると、1990年にすでに6,000バーツに近い水準(5,950バーツ)に達しており、91年もわずかに上昇している。¹⁸⁾

次に、最低賃金についてみてみると、バンコク周辺地域で1989年の78バーツ(日額)が毎年90バーツ、100バーツ、115バーツと引き上げられ、93年には125バーツとなっている(表III-3)。日本円にして600円弱(日額)というところである。

18) なお、「労働者保護に関する内務省令」により、タイの労働時間は週48時間である。

中部、南部、北部、東北部は相対的に低く抑えられているが、それでも93年にはすべての地域で100バーツを超える水準になっている。

表III-2 全国平均賃金（産業別、雇用形態別）

	1989年	1990年	1991年					
	平均月額 バーツ	平均月額 バーツ	平均月額 バーツ	US ドル	円	月給者 バーツ	出来高給 バーツ	日給者 バーツ
全産業	3,580	3,753	4,395	172	23,144	6,243	2,800	101／1日
鉱業	3,247	4,336	3,883	152	20,453	4,468	2,084	137／1日
製造業	—	3,383	3,734	146	19,646	5,991	2,829	100／1日
電気、ガス、水道業	8,952	8,779	8,086	317	42,656	8,516	—	124／1日
建設業	3,324	3,790	4,454	175	23,548	6,782	5,218	108／1日
卸売、小売、 ホテル、レストラン業	—	3,677	4,637	182	24,490	4,863	2,315	90／1日
運輸、倉庫、通信業	3,999	3,986	4,940	194	26,105	5,211	3,346	116／1日
金融、保険、不動産	6,114	5,786	6,588	257	34,582	7,607	5,992	102／1日
サービス業	3,470	3,469	4,083	160	21,530	4,164	3,623	116／1日
バンコク地区・全産業	—	5,950	5,983	234	31,487	7,203	3,377	115／1日

(注) 原資料はバーツ表示。1991年分のUS ドル、円への換算は、91年平均（1 US ドル=25.517バーツ=134.56円）で行なった。

(資料) Labour Department, Ministry of Interior.

(出所) バンコク日本人商工会議所『タイ国経済概況1992~93年版』157頁、およびジェトロ・バンコク・センター『タイ王国概況1993年版』6頁より作成。

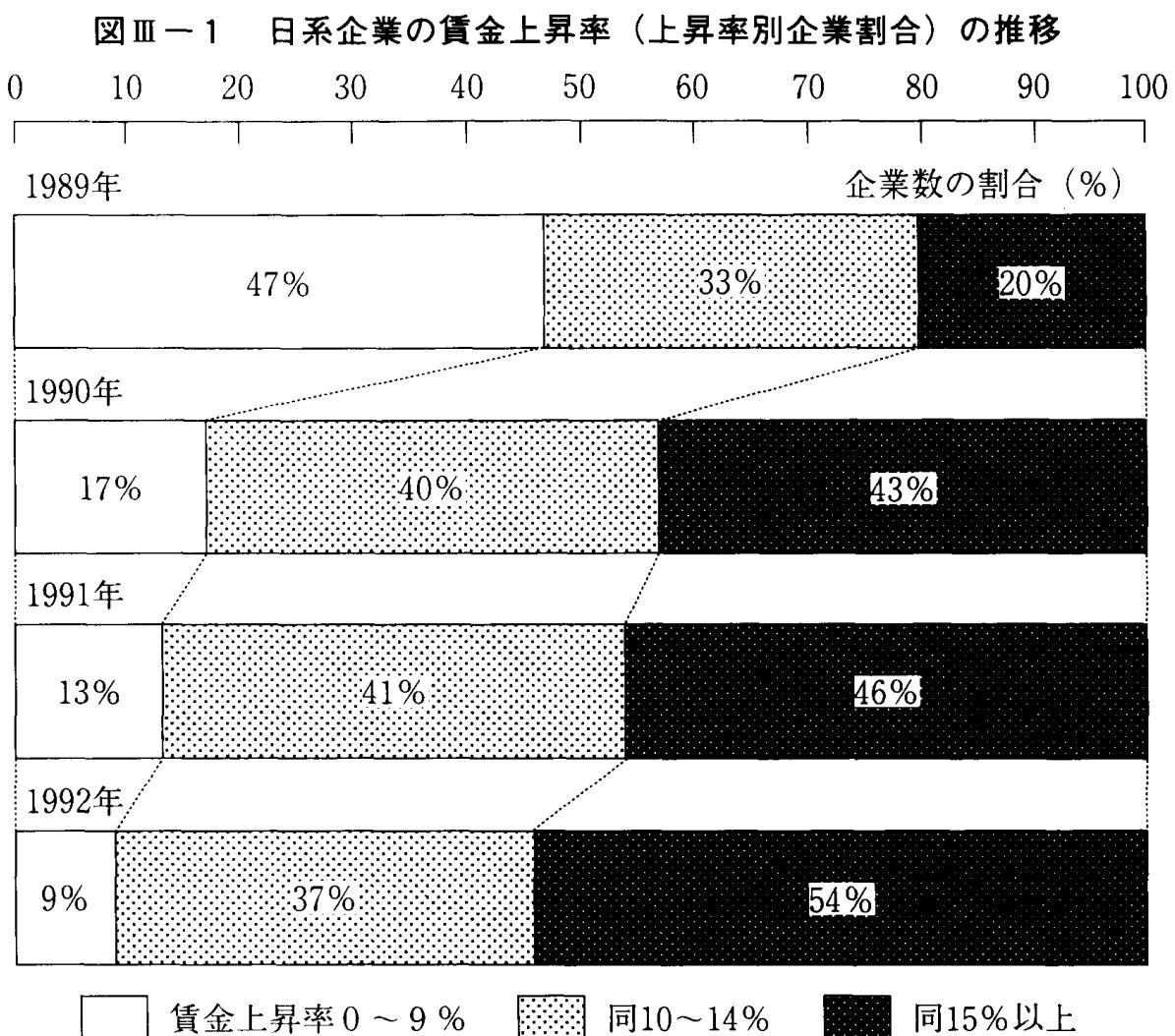
表III-3 地域別最低賃金（日額）

	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年		
	バーツ	バーツ	バーツ	バーツ	バーツ	US ドル	円
バンコク周辺							
バンコク、サムットプラカン、ノンタブリ、 パトムタニ、ナコンパトム、サムトサコン	78	90	100	115	125	4.94	570
中部、南部							
ブーゲット	75	90	100	115	125	4.94	570
パンガー、ラノン	75	84	93	107	110	4.34	502
チョンブリ、サラブリ	70	79	88	101	110	4.34	502
その他の県	65	74	82	94	102	4.03	465
北部、東北部							
ナコンラチャシマ、チェンマイ	70	79	88	101	110	4.34	502
その他の県	65	74	82	94	102	4.03	465

(注) 最低賃金はバーツ表示で89年4月以降、毎年4月1日に改定されている。US ドル、円での表示は為替相場に応じて変動する。換算は93年1~6月平均（1 US ドル=25.323バーツ=115.48円）で行なった。

(資料) Labour Department, Ministry of Interior.

(出所) バンコク日本人商工会議所『タイ国経済概況1992~93年版』158頁、およびジェトロ・バンコク・センター『タイ王国概況1993年版』5頁より作成。



(資料) バンコク日本人商工会議所『賃金労務実態調査報告書』(1990, 91, 92年版)。

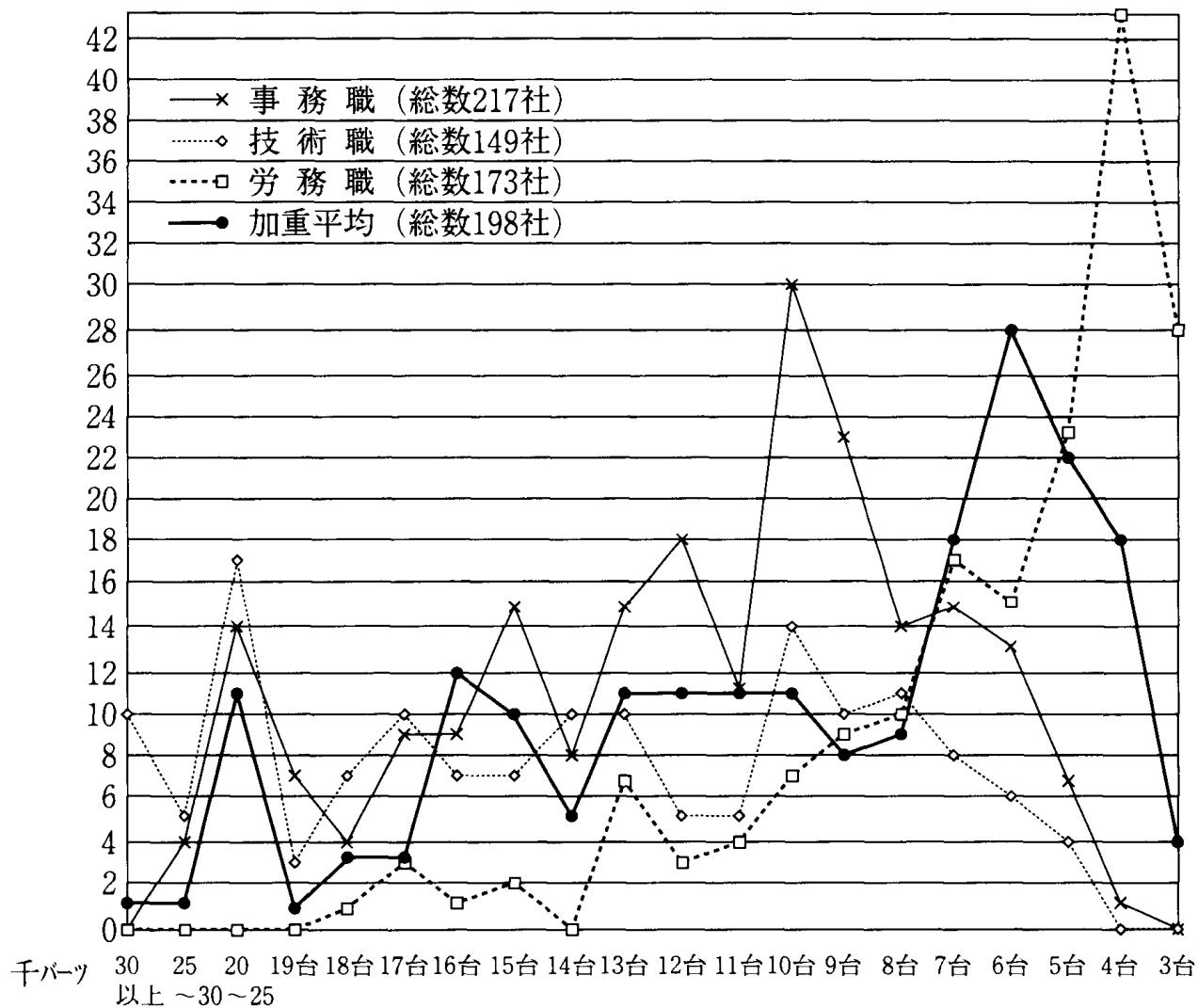
(出所) バンコク日本人商工会議所『タイ国経済概況1992～93年版』164頁を組替え。

日系企業の賃金上昇率も高く、バンコク日本人商工会議所の調査によれば、1989年には上昇率0～9%の企業が47%と最も多かったが、90年には15%以上が43%と最も多くなり、92年には上昇率15%以上の企業が54%と過半数を超えた(図III-1)。金額的には、92年の各職種加重平均で月額6,000バーツ台が最多となっている。

職種別分布をみてみると(図III-2)，事務職では平均月額10,000バーツ台が30社と最も多く、次いで9,000バーツ台、12,000バーツ台、13,000バーツ台、15,000バーツ台と続き、平均月額20,000バーツ以上の企業も18社ある。10,000バーツ以上が144社で事務職全体の66%を占めている。

図III-2 日系企業の職種別平均月額賃金の分布（1992年）

企業数



(出所) バンコク日本人商工会議所『賃金労務実態調査報告書』(1992年版) 5~8頁より作成。

技術職は20,000バーツ以上が32社と最も多く、そのうち30,000バーツ以上支払っている企業が10社ある。次いで10,000バーツ台、8,000バーツ台、17,000バーツ台、14,000バーツ台、13,000バーツ台、9,000バーツ台と続き、10,000バーツから30,000バーツの間に幅広く分布している。平均月額10,000バーツ以上が110社で技術職全体の74%を占めている。

労務職（ワーカー）は、平均月額4,000バーツ台が43社と最も多く、次いで3,000バーツ台が28社、5,000バーツ台が23社、7,000バーツ台が17社、6,000バーツ台が

15社と、数千バーツ台に集中している。10,000バーツを超えるケースは例外的で合計28社（労務職全体の16%），そのうち15,000を超えるのはわずか7社である。

このように、日系企業では、事務職で月額10,000バーツ前後、技術職では10,000～30,000バーツ、労務職で4,000バーツ前後の水準となっている。

この水準は、労働立地型の投資先として充分通用する低さである。しかし、今後賃金上昇が続いてNIESに接近していけば、インドネシア、中国など、より低コストな地域へ投資がシフトすることも考えられよう。だが、賃金上昇は、多面では国内消費需要の拡大であり、今後、市場立地型の投資先としては有望となろう。タイの一人あたりGDPは1993年には2,000USドル前後となる見通しであり、長期的には、国内市場向けの投資先として発展していくことも展望される。

(2) 土地価格

海外投資にあたり、賃金水準と並んで重要な検討事項となるのが土地価格、および土地所有の可否であろう。

まず、土地所有の可否からみていく。土地所有、保有、使用は「土地法」（仏歴2497年、西暦1954年）、「農業用土地改革法」（仏歴2518年、西暦1975年）、「民法」、「商法」および内務省が定めた省令によって規制されている。このうち外国人の土地所有にとって重要なのは土地法である。

土地法第86条は、外国人¹⁹⁾の土地所有について次の様に規定している。「外国人は、不動産所有の権利を与える条約の規定により、または土地法の規定に従い土地を所有することができる。84条（宗教的目的のための土地権に対する制限）により、外国人は省令に規定された条件と手続きに従い、また大臣の許可により、居住、商業、工業、農業、埋葬、公共福祉、または宗教のために土地を所有することができる」。この通りであれば、外国人、外国企業も条約の規定または省令により土地を所有できることになる。しかし実際には、そのような条約の権利や省の許可は存在しない。外国人または外国企業による土地所有を厳しく制限するのが政府の政策である。このため、外資マジョリティーの企業は、土地法に基づ

19) 土地法上、外資マジョリティーの企業は「外国人」とみなされる。詳しくは投資委員会『タイ国ビジネス関係法規集』54頁を参照されたい。

く土地所有は不可能ということになる。

しかし、BOIの投資奨励認可企業、およびIEATの工業団地に立地する企業は、投資奨励法または工業団地公社法に基づき、外資マジョリティー、あるいは外資100%でも、例外として土地所有を認められている。²⁰⁾ まず、投資奨励法第27条は次のように定めている。「被奨励者は、被奨励産業活動を実施するための土地を、委員会がその他の法律に基づいて認められる限度を超えても適當とであるとみなす範囲まで、所有することができるものとする」。これにより、BOIの投資奨励認可を受けることで、外国企業も事業に必要な範囲の土地所有が可能となっている。

また、工業団地公社法（Industrial Estate Authority of Thailand Act, 仏歴2522年、西暦1979年）第44条は、IEATの工業団地に立地する企業について次のように定めている。「工業従事者は、その活動を実行するための土地を、たとえその他の法律で認められる限度を超えていても、委員会が妥当であるとみなす範囲まで、所有することができる」。これにより、外国企業もIEATの工業団地に立地することで事業に必要な範囲の土地所有が可能である。²¹⁾

こうした例外措置を利用すれば外国企業も事業用地の所有が可能であり、実際進出企業の多くが事業用地を購入している。²²⁾ なお、所有期間は、奨励事業または工業団地内での事業を停止または譲渡するまでの期間となる（投資奨励法第27条、工業団地公社法第44条）。また、購入した土地を他の企業に転売することも可能である。

次に、土地価格についてである。以下、地域別にGIZ（General Industrial Zone一般工業区）とEPZ（Export Processing Zone輸出加工区）に分けてみていく。²³⁾

20) 石油法（仏歴2514年、西暦1971年）における石油採掘権所有者も土地所有を認められている。

21) 工業団地公社法全文については、『タイ工業団地公社』（タイ国大使館経済参事官事務所資料）を参照されたい。

22) 例外措置を利用しない場合は所有以外の方法——リース、用益権、地上権——によって土地を利用することになる。これらの権利の詳細は投資委員会『タイ国ビジネス関係法規集』55～57頁を参照されたい。

タイの外資政策、投資環境と直接投資

表III-4 タイの工業団地

工 業 団 地 名	所 在 地	GIZ or EPZ	完 成 時 期	面 積	販 売 面 積	販 売 価 格	販 売 価 格	販 売 価 格	開 発 主 体
Bangkok—Zone-1									
①Bangchan	バンコクより東30km GIZ		1972	677	0	2,240,000	1,400	55.29	Promotion and Service Investment Division, The Industrial Estate Authority of Thailand
②Lat Kraban(Phase I, II)	バンコクより東35km GIZ EPZ		1983 1983	761 188	0 0	750,000 1,360,000	469 850	18.52 33.57	7,054 TEL. 253-0361 EXT. 105~6 12,791 FAX. 253-4086
③ Lat Kraban(Phase III)									
	バンコクより東35km GIZ EPZ		1989 1989	416 495	0 0	1,400,000 2,800,000	875 1,750	34.55 69.11	13,167 International Resources Development Co., Ltd. (IRD) TEL. 235-3103, 235-0164
TEL. 253-0346~9 FAX. 254-4519									
4. Minburi									
	バンコクより東40km GIZ, Phase I		1988	270	0	1,200,000	750	29.62	11,286 Prachapol Co., Ltd.
	GIZ, Phase II		1990	300	300	~ 1,500,000	938	37.04	14,108 TEL. 328-8364~5 FAX. 259-2394
						~ 2,200,000	1,375	54.30	20,691
						~ 2,500,000	1,563	61.72	23,513
5. Gemopolis Industrial Estate									
	バナーナー・トライド高速 GIZ 道路と第2高速道路の中間		1996	74	74	8,000,000	5,000	197.45	75,240 I.G.S. Co., Ltd. TEL. 237-5110 FAX. 327-5119
中部地域および西部地域									
Samut Prakan—Zone-1									
⑥Bang Poo Industrial Estate	サムットプラーカーン県 バンコクより東34km EPZ, Phase I		1977	3,491	0	950,000	594	23.45	8,935 Thailand Industrial Estate Development Co., Ltd.
	GIZ-A, Phase II		1993	500	360	2,900,000	1,813	37.04	14,108 TEL. 252-5692~7
	GIZ-B, Phase II		1993	1,500	1,500	2,900,000	1,813	71.59	27,275 FAX. 253-4449
								71.59	27,275 FAX. 253-4449
⑦Bang Plee Industrial Estate									
	サムットプラーカーン県 バンコクより東40km GIZ, Phase I		1984	470	0	1,200,000	750	29.62	11,286 Public Service Division, The National Housing Authority
	Phase II		1989	534	0	造成中			TEL. 377-2010, 377-5501
8. Theparak Industrial Estate									
	サムットプラーカーン県 バンコクより東340km		1990	826	0	3,600,000	2,250	88.85	33,858 M. Thai Industrial Estate Co., Ltd. TEL. 251-2028~9 FAX. 255-1821

商 種 (第43号)

81

工業団地名	所在地	GIZ or EPZ	完成時期	面積 面積 (エ) (エ)	販売価格 (1エ 1エ)	販売価格 (1平米 1エ)	販売価格 (1平米 1エ)	販売価格 (1坪 1エ)	開発主体
Pathum Thani—Zone-1									
9. Navanakorn Industrial Estate	バトナーン県 バコロより北46km	GIZ	1988	3,250 129	3,500,000 ~ 4,000,000	2,188 2,500	86.40 98.72	32,918 Nvanakorn Co.,Ltd. 37,620 TEL. 529-0131~5, 279-5395 FAX. 279-4928	
10. Bangkadi Industrial Park	バトナーン県 バコロより北40km	GIZ	1989	1,173 0	2,500,000 ~ 3,000,000	1,563 1,875	61.72 74.04	23,513 Industrial Park Co.,Ltd. 28,215 TEL. 501-1581~2	
11. Mah Boonkrong	バトナーン県 バコロより北40km	GIZ	1988	1,410 728	造成中			Man Boonkrong Industrial Estate TEL. 217-9111 EXT. 278 FAX. 217-9443	
Nonthaburi—Zone-1									
12. Mueng Thong Thani Industrial Park	ノンタブリ県 バコロより北70km	GIZ	1990	680 680	造成中			Bangkok Airport Industrial Park Co.,Ltd. TEL. 254-1026~31, FAX. 254-1026, 254-1045	
Samut Sakhon—Zone-1									
13. Samut Sakhon Industrial Park	サムットサーコン県 バコロより東50km	GIZ Special Area for Dyeing, 401	1992	640 56	2,400,000 3,200,000	1,500 2,000	59.23 78.98	22,572 Mahachai Land Development Ltd. 30,096 TEL. 398-0027, 399-1720~8 FAX. 399-1768~9	
14. Jongsatit Industrial Park	サムットサーコン県 カチャト-ラム	GIZ	1993	930 200	予約済			Jongsatit Co.,Ltd. TEL. 463-4001~4 FAX. 463-4000	
Ayutthaya—Zone-2									
15. Rojana Industrial Park	アユタヤ県カナイ バコロより北70km	GIZ, Phase I GIZ, Phase II - III	1990	820 450	2,000,000 2,000,000	1,250 1,250	49.36 49.36	18,810 Rojana Industrial Park Co.,Ltd. 18,810 TEL. 260-1248 FAX. 259-2394	
Hi-Tech Industrial Estate	アユタヤ県バムイ バコロより北60km	GIZ, Phase I - II EPZ, Phase I - II	1992	1,100 487	2,200,000 2,700,000	1,375 1,688	54.30 66.66	20,691 Thai Industrial Estate Corp.,Ltd. 25,394 TEL. 254-4130~7 FAX. 254-4139	
Bang-Pa-In Industrial Estate	アユタヤ県バムイ バコロより北45km	GIZ	1991	540 0	2,000,000 2,700,000	1,250 1,688	49.36 66.66	18,810 Bang-Pa-In Land Development Co.,Ltd. 25,394 TEL. 277-6852, 277-6839, 277-6460 FAX. 254-4139	
Saharattanakorn Industrial Estate	アユタヤ県バムイ バコロより北90km	GIZ	1995	837 0	860,000 造成中	538	21.25	8,088 Saharattanakorn Co.,Ltd. TEL. 291-2377 FAX. 291-2103	

タイの外資政策、投資環境と直接投資

工業団地名	所在地	GIZ or EPZ	完成時期	面積 面積 (珪)	販売価格 (珪) (171,611バーツ)	販売価格 (珪) (1坪 あたりUS\$14)	販売価格 (1坪 あたりUS\$14)	販売価格 (1坪 あたりUS\$14)	開発主体
19. Ayutthaya Industrial Park	アユタヤ県サクナカ バコロドより北70km	GIZ	1994	960 960	2,000,000	1,250	49.36	18,810	Ayutthaya Industrial Park Co., Ltd. TEL. 256-0124-6, 259-2402~3 FAX. 255-1821
Saraburi—Zone-2									
② Saraburi Industrial Estate	サラブリ県センターフ バコロド北100km	GIZ EPZ	1995	1,050 750	1,500,000	938	37.04	14,108	Saraburi Industrial Park Co., Ltd. TEL. 279-6718, 278-5906, 270-1907 FAX. 271-4416
③ Nong-Kae(Saraburi) Industrial Estate	サラブリ県ソンカエ バコロドより北60km	GIZ EPZ	1992	1,523 1,523	2,200,000	1,375	54.30	20,691	Thai-German Ceramic Industrial Co., Ltd. TEL. 516-8611~6 FAX. 587-2199
22. Siam Cement Industrial Land	サラブリ県ソンカエ バコロドより北93km	GIZ	1992	1,450 1,100	予約済			22,572	Siam Cement Industrial Land Co., Ltd. TEL. 586-4290~1 FAX. 587-2199
Ratchaburi—Zone-2									
④ Ratchaburi Industrial Park	ラチャブリ県ムク バコロド西150km	GIZ EPZ	1992	1,072 1,072	造成中				Sahapatana Inter-Holding Co., Ltd. TEL. 318-1132~3, 319-1667~8 FAX. 318-1127
東部地域									
Chachoengsao—Zone-2									
24. Well Grow Industrial Estate	チャチュエンサオ県バーン バコロドより東40km	GIZ, Phase I - II GIZ, Phase III	1991 1993	2,000 1,000	2 造成中	3,000,000	1,875	74.04	28,215 Well Grow Industry Co., Ltd. TEL. 284-2801~3, 294-5522 FAX. 294-5511
⑤ Gateway City Industrial Estate	チャチュエンサオ県バーン バコロドより東80km	GIZ EPZ	1993	3,580 1,960	1,900,000	1,188	46.91	17,870 MDX Co., Ltd. TEL. 284-2801~3, 294-5522 FAX. 294-5511	
Chonburi—Zone-2									
26. Bangpakong Industrial Park (Phase II)	チョンブリー県 バコロドより東57km	GIZ	1994	899 170	2,700,000	1,688	66.66	25,394 Bangpakong Industrial Park 2 Co., Ltd. TEL. 319-2555~64 FAX. 318-1096	
⑥ Chonburi(Bo-Win) Industrial Estate	チョンブリー県スラタナ バコロド東120km	GIZ EPZ	1991	1,555 997	2,000,000	1,250	49.36	18,810 Hemaraj Land and Development Co., Ltd. TEL. 260-6510~24 FAX. 294-5511	

工 業 団 地 名	所 在 地	GIZ or EPZ	完 成 時 期	面 積	販 売 面 積	販 売 面 積	販 売 面 積	販 売 面 積	開 発 主 体
28. Sri racha Industrial Park	チヨンガ県スイーラ- バニコタキ東110km	GIZ(rent)	1988	1,202	0	賃貸料 100,000／月	63／月	2,49／月	Sahapatana Inter-Holding Co., Ltd. TEL. 318-1132～3, 319-1667～8 FAX. 318-1127
②Leam Chatbang Industrial Estate—Zone-3	チヨンガ県 バニコタキ東130km	GIZ(lease) EPZ(lease)	1990 1,098	2,312 878	0	リース料 59,000／月 73,750／月	37／月 46／月	1,46／月 1,82／月	Industrial Estate Authority of Thailand TEL. 253-0561 FAX. 253-4086
Rayong—Zone-3	チヨンガ県アチャヤ- バンコクより 南東190km	GIZ	1993	1,152	1,005	2,700,000	1,688	66,66	25,394 Eastern Industrial Estate Co., Ltd. TEL. 240-9091
31. Rayong Industrial Park	チヨンガ県 バニコタキ東150km	GIZ	1993	600	90	N.A.			Rayong Industrial Park Co., Ltd. TEL. 255-6771～2 FAX. 255-6773
②Map Ta Phut Industrial Estate	チヨンガ県 バニコタキ東190km	GIZ(lease) EPZ(lease)	1993 1,490	6,000 1,490	970	リース料 59,000／月 73,750／月	37／月 46／月	1,46／月 1,82／月	Industrial Estate Authority of Thailand TEL. 253-0561 FAX. 255-4086
33. TPI Industrial Estate	チヨンガ県 バニコタキ東180km	GIZ	1991	5,000	0	予約済			Thai Petrochemical Industry Co., Ltd. TEL. 235-0310～9 FAX. 236-3110
東北地域									
②Nakhon Rachasima—Zone-3	チヨンガ県-マ-県 バンコクより 北東260km	GIZ EPZ	1995 300	2,500 300	1,000,000 1,000,000	1,000,000 1,000,000	625 625	24,68 24,68	9,405 Suranaree Industrial Zone Co., Ltd. TEL. 271-4712
35. P.C.S.	チヨンガ県-マ-県 バンコクより 北東300km	GIZ	1990	754	754	N.A.			P.C.S. Co., Ltd. TEL. 044-254-034, 044-254-036

まず、バンコク地域である。この地域には5つの工業団地——バンチャン、ラトクラバン（1期、2期）、ラトクラバン（3期）、ミンブリ、ゲモポリス——があり、このうちバンチャン、ラトクラバン（1期、2期）がIEAT単独事業の工業団地であり、ラトクラバン（3期）はIEATとIRD（International Resources Development Co., Ltd.）との共同事業、ミンブリ、ゲモポリスは民間主体の事業である。EPZが設置されているのはラトクラバン（1期、2期）とラトクラバン（3期）の2箇所で、他はGIZのみの設置である。

価格はGIZで1ライ²⁴⁾あたり750,000バーツ～8,000,000バーツ（1坪あたり約7,000円～83,000円）、EPZで1ライあたり1,360,000バーツ～2,800,000バーツ（1坪あたり約13,000円～26,000円）である（以下バーツ表示はライ単価、円表示は坪単価）。このように価格分布は幅広いが、5箇所のうち3箇所は完売しており、残っているのはミンブリGIZ（2期）とゲモポリスだけである。このうちミンブリGIZ（2期）は2,200,000～2,500,000バーツ（約21,000円～24,000円）と標準的な価格であるが、ゲモポリスは8,800,000バーツ（約83,000円）と異常な高さ（全国1の高さ）である。これは、立地条件が良いこと、完成予定が1996年であることなど例外的な要因が働いていると思われるが、この地域の今後の地価の動向を象徴しているようでもある。

次に、バンコク周辺4県（サムットプラカーン、パトムタニ、ノンタブリ、サムットサーコン）である。この地域はバンコクとともにBOIのゾーン1に分類される地域で、集中化、過密化が進んでいる地域である。²⁵⁾ この地域には9つの工業団地——バンプレー、バンブリー、テパラック、ナワナコン、バンカディ、マープ

23) IEATの工業団地は、工業団地公社法第36条によってGIZとEPZに区分されている。GIZは一般企業が入居する地区であり、EPZは輸出企業が入居する地区である。民間の工業団地は同法40条によってこの区分（GIZ、EPZ）を禁止されているため、民間が造成・運営する工業団地にはEPZは設置されていない。EPZは、IEATが造成・運営する公営工業団地、および民間が造成し完成後IEATが管理運営する工業団地だけに設置されている。なお、本稿で「共同事業」という場合は、「民間が造成し完成後IEATが管理運営する事業」の意味である。

24) 1ライ=1,600平米÷484坪。

25) ゾーン1にはこの他にナコンパトム県があるが、工業団地は立地していない。

ーンクロン（造成中），ムエントンターニー（造成中），サムットサーコン，ジョングサティト——があり，このうちバンプーがTIDC（Thailand Industrial Estate Development Co. Ltd.）とIEATの共同事業，バンブリーがNHA（The National Housing Authority）とIEATの共同事業で，その他は民間主体の事業である。EPZが設置されているのはバンプーだけである。

価格はGIZで1ライあたり950,000バーツ～4,000,000バーツ（1坪あたり約9,000円～38,000円），EPZは1ライあたり1,500,000バーツ（1坪あたり約14,000円）である。1990年以後に完成した所をみると，バンプー（GIZ，2期）が2,900,000バーツ（約27,000円），テパラックが3,600,000バーツ（34,000円），サムットサーコンが2,400,000バーツ（約23,000円）となっており，次の5県と比べ相対的に高水準である。

次は，BOIのゾーン2に分類される5県（アユタヤ，サラブリ，ラーチャブリ，チャーチャンサオ，チョンブリ）である。²⁶⁾ この地域には15の工業団地——表III-3の15～29——があり，レムチャバンがIEATの単独事業，EPZ設置の8箇所がIEATと民間の共同事業，その他は民間主体の事業である。ただし，レムチャバンはゾーン2のチョンブリ県に立地しているが，特例として奨励措置はゾーン3のものが適用される。本稿の他の部分ではレムチャバンをゾーン3に分類しているが，ここでは立地上の特徴を見るためゾーン2と一緒に論じる。EPZはハイテック，バンパイン，サハラットタナナコン，サラブリ，ノンカエ，ラーチャブリ，ゲートウェイシティー，チョンブリ，レムチャバンの9箇所に設置されている。この地域はEPZを設置した工業団地が多いのが特徴である。

価格はGIZが1ライあたり860,000バーツ～3,000,000バーツ（1坪あたり約8,000円～28,000円），EPZで1ライあたり1,500,000バーツ～2,700,000バーツ（1坪あたり約14,000円～25,000円）であり，これまでみた2つの地域に比べると割安感がある。また，ゾーン2に属する各県はバンコクからの距離もそう遠くなく，大部分が数10キロの範囲に入る。さらに，東部地域は，タイの物流の拠点である

26) ゾーン2には10県が分類されているが，残りの5県に工業団地は立地していない。

バンコク・クロントイ港、新しい輸出港であるレムチャバン深海港の両方に近く、製品、原材料の輸出入の便に恵まれている。このように、価格とロケーションのバランスが良いのがこの地域の特徴であるが、それに加えて税制上の優遇措置もゾーン1と較べて充実している。こうした点から、この地域が今後外資の進出の中心になっていくものと考えられる。

最後は、BOIのゾーン3に分類される諸県である。この地域はBOIから特別の優遇措置が受けられるのが特徴である。この地域には11の工業団地——表III-3の30~40——があり、マプタップット、北部工業団地がIEATの単独事業、EPZ設置の3箇所がIEATと民間の共同事業、その他は民間主体の事業である。EPZはマプタップット、スラナリー、カビンブリ、プラチンブリ、北部工業団地に設置されており、ゾーン2と同様にEPZを設置した工業団地が多い。また、工業団地の立地している4県のうち、ラヨン、ナコンラチャシーマー、プラチンブリの3県はゾーン2のすぐ東側にあたり、ゾーン3の中では最もロケーションの良い所である。北部工業団地のあるランプーン県はバンコクの北600kmの遠隔地であるが、チェンマイ空港には近い。

価格はGIZが1ライあたり950,000バーツ~2,700,000バーツ（1坪あたり約9,000円~25,000円）、EPZで1ライあたり1,000,000バーツ~1,200,000バーツ（1坪あたり約9,000円~11,000円）であり、他の地域に較べると大幅に安い。また、マプタップット、北部工業団地はIEATの工業団地としての恩典があり、前者はチョンブリ県のすぐ東のラヨン県、後者はチェンマイより25kmと立地条件も悪くない。さらにこの地域は賃金水準も相対的に低い。コストを重視した投資を行う場合には極めて有利である。とはいって、インフラストラクチャー——産業基盤だけでなく生活基盤も含めたそれ——の整備状況は、他の地域に較べれば見劣りする。特に物流に関しては解決すべき問題が多いであろう。

しかし、インドネシア、中国との比較では見方も変わってくる。コスト面では、この地域、特に北部地域と両国に大差はなく、相当接近している。物流にやや問題があるとはいえ、総合的な投資環境はゾーン3であってもタイの方が優位であろう。したがって、物流面での制約が解決できれば²⁷⁾、ゾーン3はインドネシア、

中国に対して充分優位にたつことができる。先進国のアジア投資が中国、インドネシアにシフトしつつある今日、「外資導入による成長」というタイの国家政策にとって、この地域は戦略的に重要な位置を占めてきているといえよう。

さて、これまでみてきたような投資環境、投資政策の下で、タイへの直接投資はどのように推移してきたであろうか。また、今後タイへの直接投資はどう推移していくだろうか。海外からの直接投資は、現在の開発政策の下では、タイ経済の発展そのものを左右する重要な要因である。そこで以下タイへの投資動向についてみていくことにする。

IV タイへの直接投資の動向

タイへの民間直接投資の推移は、投資委員会（Board of Investment, BOI）統計、中央銀行（Bank of Thailand）統計に表れてくる。また、日本からの投資については、大蔵省（日本）の海外直接投資届出実績にも表れてくる。外国投資の国別流入状況についてはBOI統計の国籍別登録資本金額を用いるのが一般的であるので、以下これに基づいて説明していく。²⁸⁾

まず、投資に占める外国資本のウエイトを知るために、表IV-1をみてみよう。この表は、1960年から1991年までの国別累積金額と92年の金額をしたもので、構成比1がタイ資本と外国資本の投資合計に占める割合である。この比率からまず、総投資に占める外国資本の投資の割合が33.2%（累積値）、36.1%（92年）と全体の1/3を占めていることがわかる。しかも、タイ資本の投資にはタイ側マジョリ

27) 例えば原材料、部品、製品の重量が軽く飛行機輸送が可能な業種であれば、北部地域への立地も充分に考えられる。

28) ただし、BOI統計は投資奨励を受けた投資の統計であるため、奨励を受けない投資、例えば国内向けの自動車組み立て、国内向け家電品生産などは統計に含まれない。また、煩瑣な手続きを嫌ってBOIに申請しない投資も同様である。実際、バンコク日本人商工会議所が実施した調査によれば、アンケートに応じた日系進出企業のうち22%は奨励認可を受けていない（同会議所『所報』1993年7月号、調査は92年8月時点）。さらに、この統計は承認ベースのものであり、承認されても投資しないケース、承認から投資までに時間のずれがある場合も含まれている。こうした事情により、統計数字と実際の投資は一致しないが、基本的な傾向はこの統計から把握できるものと思われる。

表IV-1 B O I 投資奨励許可証発行企業の登録資本金額

(単位:100万バーツ)

	累積合計金額-1960-1991					1992年度				
	100%所有	合弁	合計	構成比1	構成比2	100%所有	合弁	合計	構成比1	構成比2
タイ	78,560	84,701	163,261	66.8%		13,791	11,638	25,429	63.9%	
外国	23,977	57,340	81,317	33.2%		8,030	6,336	14,366	36.1%	
日本			38,829	15.9%	47.8%			3,253	8.2%	22.6%
台湾			8,813	3.6%	10.8%			719	1.8%	5.0%
米国			5,730	2.3%	7.0%			1,136	2.9%	7.9%
香港			5,234	2.1%	6.4%			6,515	16.4%	45.3%
英国			3,431	1.4%	4.2%			414	1.0%	2.9%
シンガポール			2,072	0.8%	2.5%			146	0.4%	1.0%
スイス			1,755	0.7%	2.2%			2	0.0%	0.0%
フランス			944	0.4%	1.2%			19	0.0%	0.1%
パナマ			927	0.4%	1.1%			0	0.0%	0.0%
西独			807	0.3%	1.0%			97	0.2%	0.7%
オランダ			776	0.3%	1.0%			249	0.6%	1.7%
マレーシア			558	0.2%	0.7%			110	0.3%	0.8%
オーストラリア			467	0.2%	0.6%			15	0.0%	0.1%
インド			463	0.2%	0.6%			1	0.0%	0.0%
ポルトガル			327	0.1%	0.4%			51	0.1%	0.4%
フィリピン			157	0.1%	0.2%			N.A.	N.A.	N.A.
デンマーク			107	0.0%	0.1%			0	0.0%	0.0%
イスラエル			54	0.0%	0.1%			1	0.0%	0.0%
他			9,865	4.0%	12.1%			1,637	4.1%	11.4%

(注) 構成比1:総登録資本金額(タイ資本の登録資本金額+外国資本の登録資本金額)に占める割合。

構成比2:外国資本の登録資本金額に占める割合。

(出所) Board of Investment "Key Investment Indicator in Thailand", September, 1993, p.11より作成。

ティーの外資合弁企業の分も含まれているため、この分を加えれば外国からの投資の割合はさらに高くなる。外国からの投資がタイ経済に占めるウエイトは相当に高いといえよう。

次に、外国投資に占める各国のウエイトをみてみる。構成比2が外国資本の投資に占める各国の割合である。これによれば、日本からの投資が累積値で47.8%と半分近くを占め、第2位の台湾が10.8%で、3位アメリカ7.0%，4位香港6.4%と続き、5位以下は5%未満と、日本が突出した投資国となっている。先にみた外国投資のウエイトの高さを考えてみれば、日本がタイの投資をリードしてきたと言っても過言ではない。

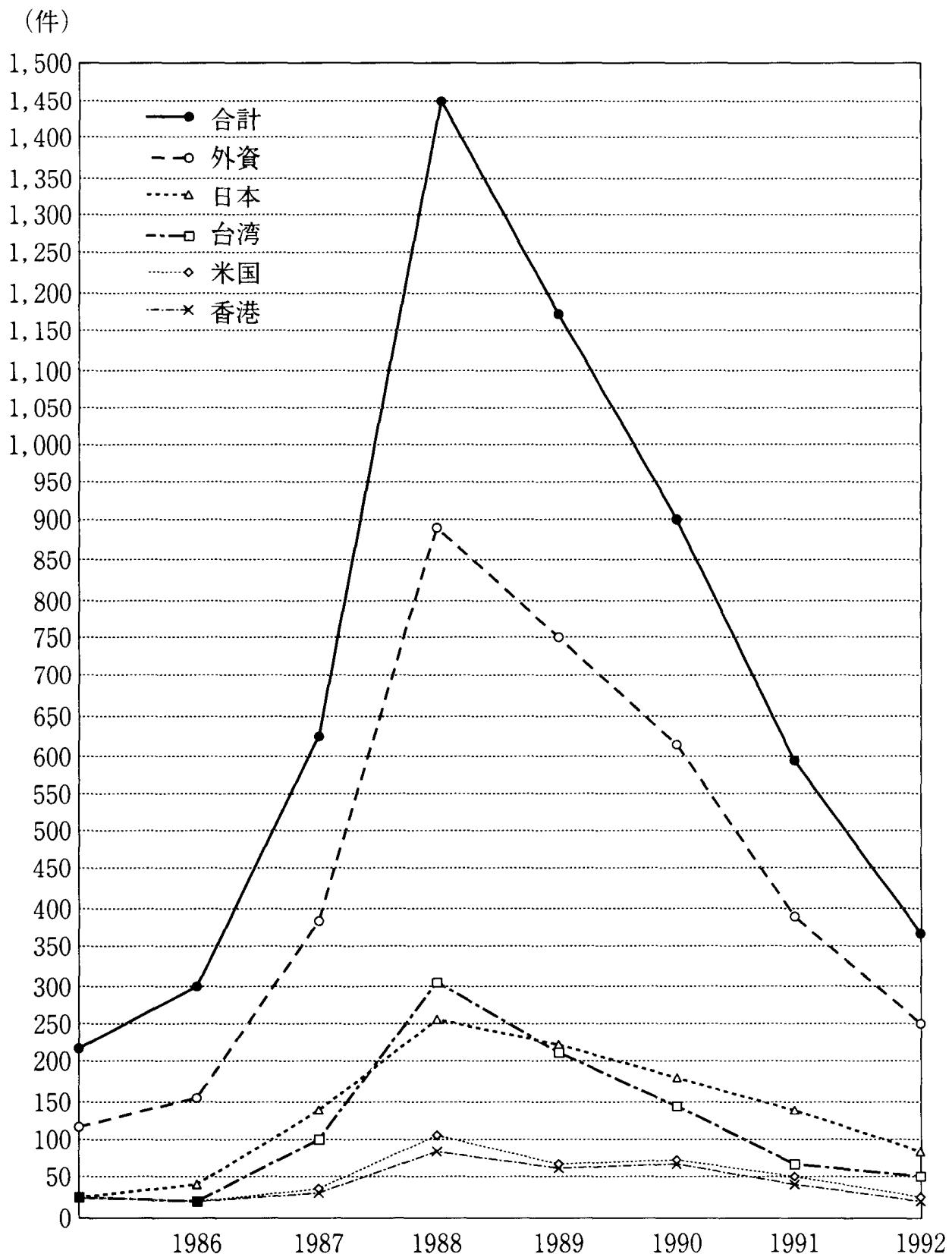
表IV-2 BOI投資選択承認件数の推移（内外別、国別内訳）

(単位：百万バーツ)

	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993(1~6月)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	219	30,542	299	34,860	626	67,748	1,454	200,894	1,175	287,844
外資計	117	23,623	155	25,057	386	50,138	888	156,419	752	205,495
日本	20	2,093	38	14,583	137	24,829	256	77,019	224	90,633
台湾	15	563	21	1,811	102	7,696	308	21,498	214	22,305
香港	14	445	19	1,533	32	3,216	86	11,416	65	14,430
韓国	0	0	2	23	7	333	36	27,579	26	4,387
シンガポール	5	207	9	3,481	18	1,645	59	6,924	47	10,570
マレーシア	8	634	12	826	7	281	25	2,475	16	1,819
ソウル	2	402	10	1,489	9	942	17	213	21	9,050
米国	23	11,582	21	4,311	34	4,431	106	17,028	68	14,123
オランダ	9	1,550	14	5,117	16	2,643	44	8,387	31	12,493
スイス	4	801	4	594	10	1,670	19	1,600	22	4,747
デンマーク	0	0	4	400	3	32	14	1,289	17	2,487
フィンランド	4	169	5	774	7	337	17	3,513	21	3,220
オーストリア	6	291	4	305	12	984	19	1,325	17	2,342
イタリア	1	2,543	0	0	3	585	4	369	9	16,970

(出所) Board of Investment "Key Investment Indicator in Thailand", September, 1993, p.12, およびBOI資料より作成。

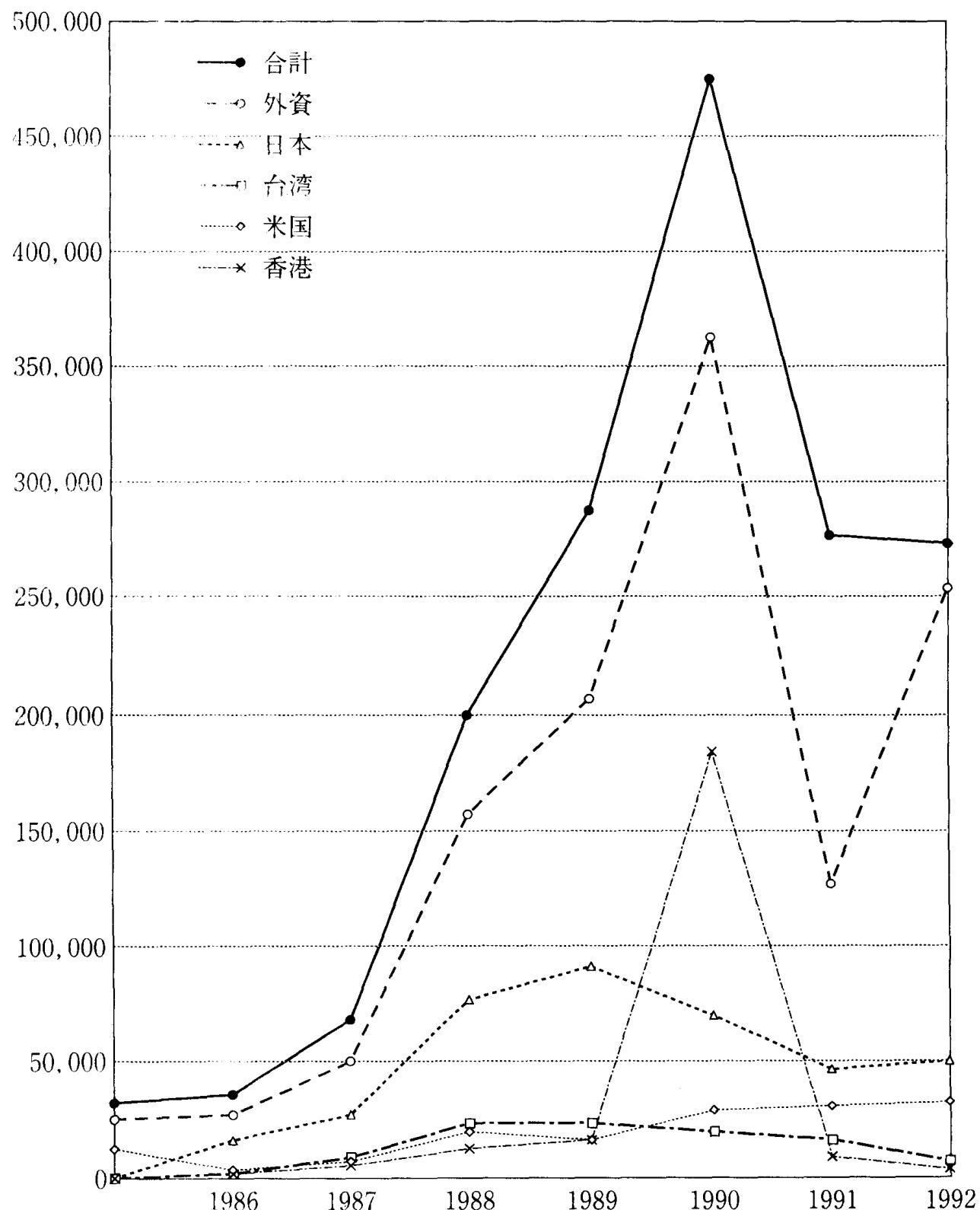
図IV-1 BOI投資承認件数の推移 (1985~92年)



(出所) 表IV-2に同じ。

図IV-2 B O I 投資承認金額の推移（1985～92年）

(百万バーツ)



(出所) 表IV-2と同じ。

ところで、上記は1960年から1991年という長期のスパンで投資動向をみたものだが、投資ブームといわれる80年代後半以後に限定してみればどうであろうか。そこで、85年以後の1年毎のBOI投資奨励承認件数を内外別、国別にまとめた表IV-2、図IV-1、図IV-2を見てみよう。この資料からまず、85年以後においては投資にしめる外国投資のウエイトが一層高くなっていることがわかる。85年～92年の8年間を通じて毎年、件数で6割前後、金額で7割以上（91年を除く）が外国資本の投資という水準となっている。これは、80年代後半以後のタイ経済が、外国投資に依存する構造になっていることを示している。

しかも、この投資の伸びは極めて急速なものである。まず、投資合計（国内資本の投資と外国資本の投資の合計）をみてみると、85年に219件、305億バーツであったものが、87年に626件、677億バーツに増え、さらに88年には一気に1,454件（85年の7倍）、2,009億バーツと件数のピークに達し、90年には件数は減少するものの（909件）、金額は4,750億バーツ（85年の16倍）とピークに達する。そして、この投資の伸びを支えたのが外国資本の投資である。それは、85年にはわずか117件、236億バーツであったものが、87年に386件、501億バーツと件数で3倍、金額で2倍に増え、88年に888件（85年の8倍）と件数のピークに達し、90年には3,615億バーツ（85年の15倍）と金額のピークに達する。3年で8倍（件数）、5年で15倍（金額）というのは極めて大きな伸びである。また、ピーク時における外国投資の比率は、88年の件数で61%、90年の金額で76%に達している。この実績から、外国資本の投資がいかに急激に増加したかがわかる。タイ経済は80年代後半の3年間（88～90年）に実質GDP成長率が年率10%を超える高成長を記録しているが、この成長は、まさに「外資依存型成長」、「直接投資による成長」であったといえよう。

次に、国別の投資動向であるが、80年代後半以後も、日本が最大の投資国であることに変わりはない。85年から92年までの8年間のうち85年、88年、90年以外は件数、金額ともに日本が1位であり、88年も金額では1位、90年は件数で1位であった。件数のピークは88年で256件、金額のピークは89年で906億バーツであった。これは85年以後の円高に対応するための集中的な投資の結果である。2位

以下は年毎に入れ替わりがあるが、累積金額の順位と同じく、台湾、アメリカ、香港、シンガポールが上位を占めている。したがって、タイはまず日本、アメリカの投資先であるわけだが、それだけでなく、NIESの投資先にもなっている。このことは、タイの「外資依存型成長」が、日米という二つの先進国とNIESの投資によって進んでいることを意味し、したがってまた、タイが中心（Core）の周辺（Periphery）であるだけなく、準周辺（Semi-Periphery）の周辺という位置にあることを意味している。そして、外国からの投資が順調である間は、タイの成長も順調に進んでいった。

しかし、こうした旺盛な外国投資も、件数面では88年以後888件→752件→617件と漸減していき91年には390件と87年水準まで落ち込み、92年にはさらに248件まで減少した。金額面でも90年にピークに達した後、91年には1,273億バーツと前年の1/3に落ち込み、92年には2,546億バーツまで回復したものの、この数字にはロイヤル・ダッチ・シェルがラヨン県に建設予定の石油精製プロジェクト540億バーツが含まれているため、これを除くと1990年と同水準程度になる。国別にみても、最大の投資国である日本からの投資が89年の224件、906億バーツから180件、692億バーツ→142件、449億バーツと減少を続け、92年には88件、500億バーツとなつた。金額面では92年に若干回復しているが、件数では一段と減少している。これに対応して経済成長も減速し、実質GDP成長率は1990年の11.5%から7.9%→7.4%となっている。

投資減少の要因は、以下の二点に整理できよう。第一は、日本からの投資の減少である。これは、①85年以後の第一次円高に対応するための投資が一巡し、120円前後の相場水準で進出すべき企業が投資を済ませたこと、②バブル崩壊後の不況のため投資意欲が減退していることなどによる。

第二は、インドネシア、中国との競合である。タイは、80年代半ばには、NIESに続く投資先としてコスト面での優位性を持ち、他のASEANに較べて投資環境の優位性を持っていたため投資が集中したが、経済成長に伴って賃金、地価が高騰し、バンコク周辺地区は道路、工業団地等のインフラ不足が深刻化していった。これに対してインドネシア、中国は、投資環境整備が進むにつれてコスト面での

優位性がクローズアップされるようになり、タイとの競合が激しくなってきている。またこの両国は人口がそれぞれ1億8千万、12億と多いため、現在の一人あたりGDPは低くとも、消費市場としての潜在力は大きい。タイの一人あたりGDPは2,000ドル近くに達しているとはいえ、人口面では5千6百万人と潜在力は相対的に小さい。こうした事情から労働立地型の投資だけでなく、市場立地型の投資もこの両国にシフトし始めており、これがタイへの投資低迷の一因となっている。

こうした状況を考えてみると、外資依存型の発展の限界がみえてくるようである。しかし、それでもタイのマクロ・パフォーマンスは相対的に良好であり、NIESの追跡に成功する可能性もある。そこで最後に、85年以後の「直接投資による成長」の性格を考察し、90年代のタイ経済の発展方向を考えてみることにする。

V 外資導入とタイの資本主義的発展——二つの可能性——

これまでみてきたように、85年以後のタイ経済の発展は、タイ政府による規制と奨励の下で現地資本と外国資本がともに発展するという形で進んできた。90年代に入って減速したとはいえ、発展と安定のバランスの良さは第Ⅰ章で見たとおりである。高い成長率の下での物価、為替の安定、国際収支、財政収支の均衡は、ASEANはもとより途上国の中でも有数のものである。第Ⅱ章でみたように規制と奨励のバランスも良い。タイは「総合力」の国であるといえよう。

このため、タイは引き続き外国資本にとって魅力ある投資先としての地位を保っている。日本輸出入銀行が発表した「1993年度海外投資アンケート調査結果報告」によれば、中長期的にみた有望な投資先として、タイは第5位を占めている。92年の第4位からベトナムに抜かれはしたもの相変わらず高順位にランクされている。²⁹⁾ そして、93年前半の円高の進展は、最大の投資国である日本の投資意欲を再び高めており、投資ブームが再来する可能性も強い。その意味では、合弁形態による外資側、タイ側双方の発展が進み、「重層的追跡」に成功する展望もある。

29) 日本輸出入銀行海外投資研究所『海外投資研究所報』1994年1月号。調査時点は93年8~9月。順位は中国、米国、インドネシア、ベトナム、タイの順である。92年度調査では、中国、インドネシア、米国、タイ、ベトナムの順であった。

しかし、新しい投資先として中国、インドネシアが台頭してきており、この両国は同じアンケートで1、3位の位置を占めている。投資のフロンティアとしてベトナムの動向も注目される。この点では80年代後半とは状況が異なっており、単純に投資ブームが再来するとはいえない面もある。むしろ、中国、インドネシアへ投資がシフトしていき、タイへの投資が期待されるほど回復しないことも考えられる。こうした状況に対応して、タイ大蔵省とタイ中央銀行は「貯蓄政策委員会」、「地方金融事業開発委員会」、「貯蓄性向を高めるための税制検討委員会」を発足させ、貯蓄率の引き上げ策づくりを開始している。³⁰⁾ これは、開発資金を外資導入だけでなく国内貯蓄からも調達するためであり、外資に著しく依存した開発政策の修正として注目される。しかし、こうした対策は緒についたばかりであり、「外資依存」の構造が短期間に改善される可能性は小さい。こうした意味では「外資依存型成長」の限界が見え始めているともいえる。

それでは、今後もタイが「直接投資による成長」を続けていくためには、何が必要だろうか。第一は、コスト面で有利な投資先を提供することである。中国、インドネシアへの投資シフトの原因が、コスト面での格差にある以上、外資導入を引き続き進めるためにはコスト面で有利な投資先を提供する必要がある。これは、ゾーン3への投資を奨励するという形で進められている。本稿で詳しくみたようにゾーン3には手厚い優遇措置が講じられている。賃金、地価は中国、インドネシアよりやや高いが、ゾーン1、2に較べれば相対的に低く、総合的にみた投資環境は充分魅力的である。ただ、物流に問題があるため、この点の改善が課題であろう。

第二は、国内市場向け投資の規制緩和を進めることである。³¹⁾ これまでの政策は輸出産業を誘致するため、輸出向け投資の規制を緩和する形で進められてきた。しかし、80年代に進んだコストの上昇は、逆にみれば消費市場としての発展を意味しているから、国内市場向け投資が期待されることになる。たしかに、国内産

30) 『日本経済新聞』93年12月6日付け。

31) ASEAN 4カ国の外資規制緩和の現状については、拙稿「インドネシアにおける外資導入政策の転換」鹿児島県立短期大学『商経論叢』第42号、1993年3月、第Ⅲ章を参照されたい。

業の保護という観点からは規制が必要である。さらに、必要以上の規制緩和は外資に対する信認を低下させ、場合によっては日貨排斥のような反発を生むことも考えられる。この意味では外資にとっても規制が必要である。国内市場向け投資に対する規制緩和は、慎重でなければならない。だが、既にゾーン3への投資については「国内販売を主として行う工業プロジェクト」についてもBOIの審査によりケースバイケースで外資マジョリティーが認められている。したがって、遠隔地立地に対する規制緩和は既定方針になっているのであり、ゾーン3については外資100%も含めた規制緩和が課題であろう。

第三は、奨励措置の強化である。タイの税制上の優遇措置は、現行のままでもインドネシアより手厚く魅力的である。しかし、奨励措置の取得と維持が面倒であるため、これを利用していない企業もある。したがって、内容的な面の強化とともに手続きの簡素化が求められるところである。

第四は、ASEAN域内の貿易・投資の活性化である。NAFTA、ECなどの地域統合の動き、中国、ベトナムなどの新たな競争相手の出現に対して、ASEANは開かれた統合を進める必要がある。このため、1993年1月より、AFTA（Asean Free Trade Area：アセアン自由貿易圏）がスタートしている。このスキームでは各国がASEAN産品について関税率を引き下げることが構想され、タイでは4,700品目が関税率引き下げの対象となっている。関税引下げスケジュールは、10年以内に関税率を5%以下にするファースト・トラックが1,936品目、15年以内に5%以下にするノーマル・トラックが2,764品目となっており、93年2月15日にその第一弾として関税率30%超のASEAN産品1,474品目を30%以下に引き下げた。³²⁾こうした自由化により、ASEANの分業関係が構築されていけば投資も促進されるであろう。

その他にも必要な措置は多々あると思うが、国内的にも国際的にも投資政策、投資環境の整備を進めることが「直接投資による成長」の成否を左右するといえよう。

32) バンコク日本人商工会議所『所報』1993年8月号、21~25頁。